

日本赤十字社厚生年金基金規約

平成30年5月16日現在

日本赤十字社厚生年金基金

日本赤十字社厚生年金基金規約

平成4年9月21日厚生省収年第6340号認可

変更 平成5年3月31日（認可）平成5年5月17日（認可）
平成5年7月14日（届出）平成5年10月29日（届出）
平成5年12月27日（認可）平成6年2月10日（認可）
平成6年8月24日（届出）平成6年11月28日（届出）
平成7年3月31日（認可）平成7年5月29日（届出）
平成7年6月14日（届出）平成7年6月27日（届出）
平成8年1月22日（届出）平成8年2月15日（届出）
平成8年3月29日（認可）平成8年5月13日（届出）
平成8年6月13日（届出）平成8年10月30日（認可）
平成9年3月19日（届出）平成9年3月28日（認可）
平成9年4月17日（届出）平成9年8月27日（届出）
平成9年9月17日（届出）平成9年9月25日（認可）
平成9年9月30日（認可）平成9年10月13日（認可）
平成10年2月13日（届出）平成10年3月27日（認可）
平成10年3月31日（認可）平成10年5月13日（届出）
平成10年6月3日（認可）平成10年6月15日（届出）
平成11年1月5日（認可）平成11年3月8日（届出）
平成11年4月8日（届出）平成11年4月13日（届出）
平成11年9月10日（届出）平成11年10月4日（届出）
平成11年11月11日（認可）平成12年3月7日（届出）
平成12年3月28日（認可）平成12年3月31日（認可）
平成12年3月31日（届出）平成12年4月12日（届出）
平成12年5月23日（届出）平成12年8月11日（認可）
平成12年9月13日（届出）平成13年3月6日（届出）
平成13年4月11日（届出）平成13年5月18日（届出）
平成13年9月13日（届出）平成13年10月11日（届出）
平成14年3月22日（認可）平成14年3月26日（認可）

平成14年 5月14日 (届出) 平成14年 5月14日 (届出)
平成14年 5月14日 (届出) 平成14年 5月30日 (届出)
平成14年10月16日 (届出) 平成14年11月 1日 (届出)
平成15年 2月27日 (届出) 平成15年 3月24日 (認可)
平成15年 4月14日 (認可) 平成15年 4月24日 (認可)
平成15年 8月11日 (認可) 平成15年 9月 2日 (届出)
平成15年10月 7日 (届出) 平成15年11月21日 (届出)
平成16年 4月27日 (届出) 平成16年 7月 2日 (認可)
平成16年10月15日 (届出) 平成16年11月22日 (届出)
平成17年 2月28日 (届出) 平成17年 4月28日 (届出)
平成17年 5月26日 (認可) 平成17年 6月29日 (届出)
平成17年10月21日 (届出) 平成17年11月 2日 (届出)
平成17年11月21日 (届出) 平成18年 1月11日 (認可)
平成18年 1月26日 (認可) 平成18年 4月26日 (届出)
平成18年12月22日 (認可) 平成19年 1月26日 (届出)
平成19年 4月24日 (認可) 平成19年 4月25日 (届出)
平成19年10月26日 (届出) 平成19年11月16日 (認可)
平成19年11月30日 (届出) 平成19年12月14日 (届出)
平成20年 1月24日 (届出) 平成20年 5月16日 (届出)
平成20年 6月13日 (認可) 平成20年 9月30日 (届出)
平成21年 5月22日 (届出) 平成22年 4月21日 (届出)
平成22年 8月 5日 (届出) 平成22年10月26日 (届出)
平成23年 6月 9日 (認可) 平成24年 1月13日 (届出)
平成24年 2月23日 (認可) 平成24年 6月 1日 (届出)
平成24年 6月25日 (届出) 平成24年 7月23日 (届出)
平成24年 7月24日 (認可) 平成25年 3月18日 (認可)
平成25年 3月29日 (認可) 平成25年 4月12日 (届出)
平成25年 4月23日 (認可) 平成25年10月18日 (認可)
平成26年 5月12日 (届出) 平成26年 9月 5日 (届出)

平成26年10月31日（認可） 平成26年11月27日（認可）
平成28年 1月18日（届出） 平成28年 1月21日（認可）
平成28年 2月22日（届出） 平成28年 2月25日（認可）
平成28年 3月14日（届出） 平成28年 3月30日（認可）
平成28年 5月 2日（認可） 平成28年 5月31日（認可）
平成28年11月30日（届出） 平成28年12月27日（認可）
平成29年 1月25日（認可） 平成29年 9月11日（届出）
平成30年 4月17日（認可） 平成30年 5月16日（届出）

目 次

第 1 章	総 則	（第 1 条～第 5 条）
第 2 章	代議員及び代議員会	（第 6 条～第 24 条）
第 3 章	役員及び職員	（第 25 条～第 38 条）
第 4 章	加 入 員	（第 39 条～第 45 条）
第 5 章	標準給与及び加算給与	（第 46 条～第 52 条）
第 6 章	給 付	
第 1 節	通 則	（第 53 条～第 59 条）
第 2 節	第 1 種退職年金	（第 60 条～第 63 条の 3）
第 3 節	第 2 種退職年金	（第 64 条～第 67 条の 3）
第 4 節	遺族一時金	（第 68 条～第 70 条）
第 5 節	脱退一時金	（第 71 条～第 73 条）
第 7 章	年 金 通 算	
第 1 節	中途脱退者の選択	（第 74 条～第 74 条の 3）
第 2 節	他制度等への移換	（第 75 条～第 78 条の 3）
第 3 節	削除	
第 4 節	加入員への説明	（第 80 条の 4）
第 8 章	福 祉 施 設	（第 81 条）
第 9 章	年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約 並びに業務の委託	（第 82 条～第 84 条）
第 10 章	費用の負担	（第 85 条～第 91 条の 3）
第 11 章	財務及び会計	（第 92 条～第 101 条）
第 12 章	解散及び清算	（第 102 条～第 106 条）
第 13 章	雑 則	（第 107 条～第 113 条）
附 則		
別 表		

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号。以下「平成 25 年改正法」という。）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(法令の規定に関する読替え)

第 1 条の 2 この規約において引用する次の表の左欄に掲げる法令の規定は、右欄に掲げる法令の規定に読み替えるものとする。

左欄		右欄	
法	第 81 条の 3	平成 25 年改正法附則第 5 条第 1 項第 1 号によりなお効力を有するものとされた、同法附則第 3 条第 1 号に規定する改正前厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）	第 81 条の 3
	第 85 条の 3		第 85 条の 3
	第 100 条の 10 第 1 項（第 34 号に係る部分に限る。）		第 100 条の 10 第 1 項（第 34 号に係る部分に限る。）
	第 106 条から第 110 条まで		第 106 条から第 110 条まで
	第 114 条から第 120 条の 4 まで		第 114 条から第 120 条の 4 まで
	第 121 条（法第 147 条の 5 第 1 項において準用する場合を含む。）		第 121 条（改正前厚生年金保険法第 147 条の 5 第 1 項において準用する場合を含む。）
	第 122 条から第 130 条まで		第 122 条から第 130 条まで
	第 130 条の 2 第 1 項、第 2 項（法第 136 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 3 項		第 130 条の 2 第 1 項、第 2 項（改正前厚生年金保険法第 136 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 3 項
	第 130 条の 3 から第 136 条の 5 まで		第 130 条の 3 から第 136 条の 5 まで
	第 138 条から第 146 条の 2 まで		第 138 条から第 146 条の 2 まで
	第 147 条の 2 から第 148 条まで		第 147 条の 2 から第 148 条まで
	第 170 条から第 174 条まで		第 170 条から第 174 条まで
	第 176 条から第 177 条まで		第 176 条から第 177 条まで
	第 177 条の 2 第 1 項		第 177 条の 2 第 1 項
	第 178 条		第 178 条
第 179 条第 1 項から第 4 項まで及び第 5 項（第 1 号及び第 4 号に係る部分に限る。）	第 179 条第 1 項から第 4 項まで及び第 5 項（第 1 号及び第 4 号に係る部分に限る。）		
第 180 条から第 181 条まで	第 180 条から第 181 条まで		

	附則第30条第1項及び第2項、第31条並びに第32条		附則第30条第1項及び第2項、第31条並びに第32条
	法第136条において準用する法第36条第1項及び第2項、第37条、第39条第2項前段並びに第40条から第41条まで		平成25年改正法附則第5条第1項第1号によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第136条において準用する改正前厚生年金保険法第36条第1項及び第2項、第37条、第39条第2項前段並びに第40条から第41条まで
	法第141条第1項において準用する法第83条、第84条、第85条及び第86条から第89条まで		平成25年改正法附則第5条第1項第1号によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第141条第1項において準用する改正前厚生年金保険法第83条、第84条、第85条及び第86条から第89条まで
	法第148条第2項及び第178条第2項において準用する法第100条第2項において準用する法第96条第2項		平成25年改正法附則第5条第1項第1号によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第148条第2項及び第178条第2項において準用する改正前厚生年金保険法第100条第2項において準用する改正前厚生年金保険法第96条第2項
	法第148条第2項及び第178条第2項において準用する法第100条第3項の規定並びに法第174条において準用する法第98条第1項から第3項まで及び第4項本文		平成25年改正法附則第5条第1項第1号によりなお効力を有するものとされた、改正前厚生年金保険法第148条第2項及び第178条第2項において準用する改正前厚生年金保険法第100条第3項の規定並びに改正前厚生年金保険法第174条において準用する改正前厚生年金保険法第98条第1項から第3項まで及び第4項本文
厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）	第1条から第24条の2まで	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号。以下「平成26年経過措置政令」という。）第3条第2項によりなお効力を有するものとされた、同政令第2条第8号に規定する廃止前厚生年金基金令（以下「廃止前厚生年金基金令」という。）	第1条から第24条の2まで
	第24条の3（第1号に係る部分に限り、基金令第58条において準用する場合を含む。）		第24条の3（第1号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第58条において準用する場合を含む。）
	第25条から第29条まで		第25条から第29条まで
	第30条第1項（基金令第31条第2項において準用する場合を含む。）、第2項及び第3項		第30条第1項（廃止前厚生年金基金令第31条第2項において準用する場合を含む。）、第2項及び第3項
	第31条から第41条の3の3まで		第31条から第41条の3の3まで
	第41条の3の4（基金令第41条の7において準用する場合を含む。）		第41条の3の4（廃止前厚生年金基金令第41条の7において準用する場合を含む。）
	第41条の3の5及び第41条の4		第41条の3の5及び第41条の4
	第41条の5（第3号を除く。）		第41条の5（第3号を除く。）
	第41条の6		第41条の6
	第42条から第48条まで		第42条から第48条まで
第55条の2第1項（第1号に係る部分に限り、同条第2項において準用する場合を含む。）	第55条の2第1項（第1号に係る部分に限り、同条第2項において準用する場合を含む。）		
第55条の3	第55条の3		
第55条の4第1項及び第2項	第55条の4第1項及び第2項		
第56条から第60条まで	第56条から第60条まで		

	第60条の2（第5項を除く。）		第60条の2（第5項を除く。）
	第60条の3		第60条の3
	第62条		第62条
	第63条		第63条
	附則第2条、第5条、第7条及び第8条		附則第2条、第5条、第7条及び第8条
厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。）	第1章（第1条及び第66条を除く。）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）第17条によりなお効力を有するものとされた、同省令同条に規定する廃止前厚生年金基金規則	第1章（第1条及び第66条を除く。）
	第3章（第74条の3第3項及び第4項、第75条第1項（第1号及び第17号に係る部分に限る。）、第76条、第81条から第83条まで並びに第88条を除く。）		第3章（第74条の3第3項及び第4項、第75条第1項（第1号及び第17号に係る部分に限る。）、第76条、第81条から第83条まで並びに第88条を除く。）
	附則第2項及び第7項		附則第2項及び第7項

（名称）

第2条 この基金は、日本赤十字社厚生年金基金という。

（事務所）

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

東京都港区芝大門一丁目1番3号

（設立事業所の名称及び所在地）

第4条 この基金の設立事業所（この基金が設立された厚生年金保険の適用事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

（公告の方法）

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基

金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

- 2 基金令第3条、第4条、第41条の2、第42条、第43条及び第47条第2項に規定する事項は、前項の規定によるほか、官報に掲載する。

第 2 章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第 6 条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定数)

第 7 条 この基金の代議員の定数は、52人とし、その半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

(任期)

第 8 条 代議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙期日)

第 9 条 加入員において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の任期満了による総選挙は、互選代議員の任期が終る日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終る日の後20日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、少なくとも20日前に公示しなければならない。

4 前項の規定による公示の方法は、第5条第1項の規定を準用する。（以下第11条、第13条及び第16条において同じ。）

(互選代議員の選挙の方法)

第 10 条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、

代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入員1人について1票とする。

(当選人)

第11条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同条同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 当選人が決ったときは、当選人の氏名及び所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規程)

第12条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第13条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の総選挙の日に行う。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、すみやかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する設立事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。

4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公示しなければならない。

(通常代議員会)

第14条 通常代議員会は、毎年2月及び9月に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

第15条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第16条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公示しなければならない。

(定足数)

第17条 代議員会は、代議員の定数(第19条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(代議員会の議事)

第18条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更(基金令第2条各号に掲げる事項に係るものを除く。)の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第16条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第19条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった

場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第20条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の公開)

第21条 代議員会は、公開とする。ただし、代議員会の議決を経て非公開とすることができる。

(代議員会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員 の 解任
- (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (4) 毎事業年度の決算及び業務報告
- (5) 借入金
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第20条の規定により代理された代議員の氏名
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議決した事項及び可否の数
- (6) その他必要な事項

- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 この基金は、会議録をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。
- 4 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規程)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第 3 章 役員及び職員

(役員)

第 25 条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第 26 条 理事の定数は、24 人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

2 理事のうち 1 人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

3 理事のうち 1 人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

4 理事のうち 1 人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ 1 人を選挙する。

(役員任期)

第 27 条 役員任期は、3 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 28 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において 3 分の 2 以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなけ

ればならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 理事にあっては、第37条の規定に違反したとき。

(役員選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

(1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案

(2) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分（ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入員及び受給権者の権利義務に関わらない事項については、事後報告でよいものとする。）

(3) 事業運営の具体的方針

- (4) 年金給付等積立金の管理及び運用に関する基本方針
- (5) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認められたもの

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項及び第2項の規定を準用する。

(役員職務)

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。

3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。

4 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第120条の4の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事がこの基金を代表する。

7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第36条 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして基金規則第64条の2に規定する行為をしてはならない。

(職員)

第38条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関する給与、旅費、その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 加 入 員

(加入員)

第 39 条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、法第 2 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号厚生年金被保険者（法第 126 条、第 127 条又は法附則第 4 条の 4 第 2 項の規定により、この基金の加入員とならなかった被保険者を除く。）とする。

(加算適用加入員)

第 40 条 加入員のうち、日本赤十字社の職員就業規則準則（平成 28 年 10 月 1 日現在において効力を有する日本赤十字社職員就業規則準則、日本赤十字社厚生年金基金職員就業規則、株式会社日赤サービス職員就業規則、株式会社日赤振興会職員就業規則及び日本赤十字社健康保険組合職員就業規則をいう。以下「就業規則」という。）第 2 条に規定する職員（同条第 2 項に規定する職員を除く。以下「職員」という。）のうち、65 歳に達する前の者を加算適用加入員とする。

(資格取得の時期)

第 41 条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

- (1) 設立事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。
- (3) 設立事業所に使用される者が、法第 12 条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 設立事業所に使用される者が、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当するに至ったとき。

(資格喪失の時期)

第 42 条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当する

に至ったとき、第 5 号若しくは第 9 号に該当するに至ったとき、又は第 8 号の事実があった日に更に前条第 4 号に該当するに至ったときは、その日)に、加入員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 設立事業所に使用されなくなったとき。
- (3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。
- (4) 法第 12 条の規定に該当するに至ったとき。
- (5) 70 歳に達したとき。
- (6) 法附則第 4 条の 3 第 1 項に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。
- (7) 法附則第 4 条の 3 第 4 項に規定する申し出が受理されたとき。
- (8) 法附則第 4 条の 3 第 7 項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。
- (9) 法第 2 条の 5 第 1 項第 2 号に規定する第 2 号厚生年金被保険者、同項第 3 号に規定する第 3 号厚生年金被保険者又は同項第 4 号に規定する第 4 号厚生年金被保険者となったとき。

(資格得喪に関する特例)

第 43 条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間)

第 44 条 加入員期間を計算する場合には、月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 加入員の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。

(加算適用加入員期間)

第 45 条 この基金が支給する給付の額の算定にあたっては、加入員期間のほか、加入員期間のうち加算適用加入員であった期間

(以下「加算適用加入員期間」という。)を、その計算の基礎として用いるものとする。

- 2 加算適用加入員は、加算適用加入員となった日にその資格を取得し、加算適用加入員でなくなった日(この基金の設立事業所の職員としての退職日の翌日、65歳に達した日又は日本赤十字社の役員に就任した日)にその資格を喪失する。
- 3 第1項の加算適用加入員期間の計算は月によるものとし、加算適用加入員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までとする。ただし、当該期間が480月を超える場合は、当該期間を480月とする。
- 4 加算適用加入員が日本赤十字社の就業規則第48条の規定により休職となった場合で次の各号のいずれかの休職(以下「無給休職」という。)となったときは、無給休職となった日の属する月の翌月から復職した日の属する月の前月までの期間を前項の加算適用加入員期間に算入しない。
 - (1) 日本赤十字社の職員給与要綱(平成28年10月1日現在において効力を有する日本赤十字社職員給与要綱、日本赤十字社厚生年金基金給与規程、株式会社日赤サービス職員就業規則、株式会社日赤振興会職員給与内規及び日本赤十字社健康保険組合給与規程をいう。以下同じ。)第36第1項又は第2項ただし書きの規定により給与を支給しない休職(就業規則第48条第1号の規定による休職、又は同条第7号の規定による休職であってその期間が7年以下である間はこの限りでない。次号において同じ。)
 - (2) 日本赤十字社の院長等給与規程(平成28年4月1日現在において効力を有する日本赤十字社院長等給与規程をいう。以下同じ。)第18条第1項又は同条第2項ただし書きの規定により給与を支給しない休職
- 5 加算適用加入員の資格を喪失した後、再びその資格を取得した

者については、前後の加算適用加入員期間を合算する。ただし、脱退一時金の支給を受けた者又は第78条から第78条の3の規定に基づき脱退一時金相当額の移換を行った者については、この限りでない。

第 5 章 標準給与及び加算給与

(標準給与及び加算給与)

第 4 6 条 この基金は、加入員の給与の額に基づき、標準給与及び加算給与を定める。

(給与の範囲)

第 4 7 条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、次の各号に掲げる標準給与の区分に応じ、当該各号に定める範囲とし、法第 1 2 9 条第 2 項に規定する事業所で受ける給与の範囲についても同様とする。

(1) 報酬標準給与 法第 3 条第 1 項第 3 号に規定する報酬の範囲

(2) 賞与標準給与 法第 3 条第 1 項第 4 号に規定する賞与の範囲

(標準給与の基準)

第 4 8 条 標準給与は、加入員の給与の額に基づき、法第 2 0 条に規定する標準報酬月額及び法第 2 4 条の 4 に規定する標準賞与額の例によって定める。

(給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法)

第 4 9 条 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第 2 1 条から第 2 6 条までの規定の例による。

(加算給与の範囲)

第 5 0 条 加算給与の基礎となる給与の範囲は、次の各号のいずれかとする（以下「俸給等」という。）。

(1) 日本赤十字社の職員給与要綱第 2 に定める俸給及び役付手当の月額の合計額

(2) 日本赤十字社の院長等給与規程第 5 条に定める月例年俸額の 1 2 分の 1 の額に日本赤十字社職員退職一時給与金等支給規程附則第 3 項の規定により読み替えられた同規程第 3 条第 1 項及び第 5 条の規定による社長が定める割合を乗じて得た額

(加算給与の月額)

第51条 加算給与の月額は、各月の俸給等の月額に基づいて定めるものとし、その額に100円未満の端数がある場合は、50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切り上げるものとする。ただし、当該額が300,000円を超えるときは、当該額を300,000円とする。

(平均加算給与月額及び加入員拠出金累計額)

第52条 平均加算給与月額は、加算適用加入員期間の最終3年間の各月における加算給与の月額の累計額の36分の1に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、加算適用加入員の資格を喪失した後、再びその資格を取得した者については、加算適用加入員の資格を喪失したそれぞれの時点で前項の規定の例により平均加算給与月額を算出して得た額のうち、最も大きい額をもって平均加算給与月額というものとする。

3 加入員拠出金累計額は、加算適用加入員期間の各月における第86条に定める加算掛金のうち第87条に定める加入員負担分の掛金の累計額とする。

第 6 章 給 付
第 1 節 通 則

(給付の種類)

第 5 3 条 この基金が行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 種退職年金
- (2) 第 2 種退職年金
- (3) 遺族一時金
- (4) 脱退一時金

(裁定)

第 5 4 条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、この基金が裁定する。

(基本年金額及び加算年金額)

第 5 5 条 基本年金額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 加入員であった全期間の平均標準給与の額（加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額（法第 2 6 条に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額とする。）と賞与標準給与の額を合算した額を加入員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の 1, 0 0 0 分の 5. 6 0 1（別表第 2 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額
- (2) 加入員であった期間のうち法附則第 3 2 条第 1 項の認可の日以降の加入員であった期間の平均標準給与の額の 1, 0 0 0 分の 5. 4 8 1（別表第 1 1 の左欄に掲げる者については、同表の中欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第 3 2 条第 1 項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額

2 法第78条の6第1項及び第2項又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合であって、この基金の加入員又は加入員であった者が法第78条の2に定める第1号改定者又は法第78条の14に定める特定被保険者（同条第1項の規定により標準報酬が改定された者をいう。）（以下併せて「第1号改定者等」という。）に該当した場合の基本年金額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額から、法第78条の2第1項に規定する対象期間（以下「対象期間」という。）又は法第78条の14第1項に規定する特定期間（以下「特定期間」という。）のうちこの基金の法附則第32条第1項の認可の日前の加入員であった期間（当該標準報酬の改定が行われたときに加入員である受給権者である場合は、法第78条の2第2項に規定する標準報酬改定請求又は法第78条の14第1項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求（以下併せて「改定請求」という。）のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となった加入員期間に限る。）について、次の各号に定める額の合計額（法第78条の14の規定による標準報酬の改定及び決定を請求した場合は第3号及び第4号の合計額とする。）を当該対象となる加入員期間の月数で除した額に1,000分の5.481（別表第11の左欄に掲げる者については、同表の中欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該対象となる加入員期間の月数を乗じて得た額（次条第2項において「減額相当額」という。）を控除した額とする。

- (1) この基金の法附則第32条第1項の認可の日前の加入員であった期間のうち対象期間における改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額（法第78条の20第2項の規定による改定が行われる場合は、当該改定後の額とす

る。)に改定割合(法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。)を乗じた額

(2) この基金の法附則第32条第1項の認可の日前の加入員であった期間のうち対象期間における改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額(法第78条の20第2項の規定による改定が行われる場合は、当該改定後の額とする。)に改定割合を乗じた額

(3) この基金の法附則第32条第1項の認可の日前の加入員であった期間のうち特定期間における改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に2分の1を乗じた額

(4) この基金の法附則第32条第1項の認可の日前の加入員であった期間のうち特定期間における改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に2分の1を乗じた額

3 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をした者(当該支給繰上げの請求をした日(以下この項において「請求日」という。)の属する月前における加入員であった期間が1月以上である者に限る。)の基本年金額は、第1項又は前項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第1項又は前項の規定により計算された額

(2) 請求日の属する月前における加入員であった期間をその計算の基礎とするものとし、第1項又は前項の規定により計算された額に減額率(1,000分の5に請求日の属する月から65歳(法附則第8条の2各項の表の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。)に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た額

4 法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者(当該繰下げの申出に係る老齢厚生年金の受給権を取得

した月前における加入員であった期間が1月以上である者に限る。)の基本年金額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 第1項又第2項に定める基本年金額に相当する額
- (2) 第1項又第2項に定める基本年金額に相当する額（老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月（以下「受給権取得月」という。）の前月までの加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。）に当該支給停止に係る平均支給率（受給権取得月（受給権取得月から老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした日（以下「申出日」という。）の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。）の翌月から申出日の属する月までの各月の支給率（当該各月のうち、加入員又は加入員であった老齢厚生年金の受給権者が法第46条第1項に規定する属する月にあっては第63条第6項及び第7項により支給停止することができる額を第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額（受給権取得月の前月までの加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。）で除して得た率を1から控除して得た率とし、当該属する月でない月においては1とする。）を合算して得た率を受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。）の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に、当該受給権者に係る厚生年金保険法施行令第3条の5の2に規定する増額率（1,000分の7に受給権取得月（受給権取得月から申出日の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。）の翌月から申出日の属する月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額（以下「繰下げ加算額」という。）

5 加算年金額は、次の各号に掲げる区分に応じた第1加算年金額及び第2加算年金額を合算した額とする。ただし、第1種退職年金のうち、加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、10年を経過した後の加算年金額は、第1加算年金額とする。

(1) 加算適用加入員期間20年以上かつ年齢55歳以上で加算適用加入員でなくなったとき。

ア 第1加算年金額(A)

次の(ア)及び(イ)に掲げる額を合算して得た額

(ア) 平均加算給与月額に加算適用加入員期間の月数を乗じて得た額に1,000分の4.5を乗じて得た額に250,000円を乗じて得た額を平均加算給与月額で除して得た額

(イ) 75円に加算適用加入員期間の月数を乗じて得た額

イ 第2加算年金額(A)

次の(ア)及び(イ)に掲げる額を合算して得た額

(ア) 平均加算給与月額に加算適用加入員期間の月数を乗じて得た額に1,000分の2.25を乗じて得た額に250,000円を乗じて得た額を平均加算給与月額で除して得た額

(イ) 38円に加算適用加入員期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に該当しないとき。

ア 第1加算年金額(B)

平均加算給与月額に、加算適用加入員期間及び最初に加算適用加入員になったとき(以下「加算適用時」という。)の年齢に応じて別表第3-1に定める率を乗じて得た額に加算適用加入員でなくなったときの年齢に応じ別表第4に定める率を乗じて得た額

イ 第2加算年金額(B)

平均加算給与月額に加算適用加入員期間及び加算適用時の年齢に応じて別表第3-2に定める率を乗じて得た額に加算適用加入員でなくなったときの年齢に応じ別表第4に定める率を乗じて得た額

- 6 前項第2号において加算適用加入員期間に1年未満（月単位）の端数がある場合又は加算適用加入員でなくなったときの年齢に1歳未満（月単位）の端数がある場合における加算年金額は、別表第3-1、別表第3-2又は別表第4に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項第2号ア又はイの規定に基づき算出した額とする。

（端数処理）

第56条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、年金（第1種退職年金、第2種退職年金及び減額退職年金をいう。以下同じ。）及び一時金（遺族一時金、脱退一時金及び選択一時金をいう。以下同じ。）の給付の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

- 2 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、減額相当額又は、第55条第3項第2号の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。また、前条に規定する基本年金額を計算する過程において、前条第1項第2号に規定する額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

- 3 前2項の端数処理は、基本年金額及び加算年金額（前条第5項第1号に該当する場合にあっては、同号中の各（ア）及び（イ）に掲げる年金額、前条第5項第2号に該当する場合にあっては、同号中のア及びイに掲げる年金額）のそれぞれについて行うもの

とする。

- 4 第69条第1項第1号に掲げる額並びに同条同項第2号から第4号中の各ア及びイに掲げる一時金の額のそれぞれについて100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(支給期間及び支払期月)

第57条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

- 2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、第63条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定によりその全部又は一部の支給を停止する場合においては、同項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部は、支給しない。

- 3 年金は、次の表に掲げる区分に従い、同表に定める支払期月に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金額	9万円以上	6万円以上 9万円未満	3万円以上 6万円未満	3万円未満
支払期月	2月、4月、6月、 8月、10月、 12月	2月、6月、 10月	6月、12月	6月

- 4 加入員である第2種退職年金の受給権者が、各月末日に第42条第2号から第4号までのいずれかに該当して加入員の資格を喪失

した場合であって、当該喪失したことに伴い第1種退職年金の受給権者となる場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、第2種退職年金の支給は、権利が消滅した月の前月で終るものとし、第1種退職年金の支給は年金を支給すべき事由が生じた月から始めるものとする。

(生存に関する届書の提出)

第57条の2 退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに基金に提出しなければならない。

ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 年金給付の全額につき支給を停止されているとき。

(2) 基金の委託を受けた企業年金連合会（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下同じ。）第91条の2に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により年金の受給権者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けた場合であって、基金により、その生存の事実が確認されたとき。

(所在不明者に関する届書の提出)

第57条の3 退職年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が1月以上明らかでないときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出しなければならない。

(1) 所在不明となった受給権者の氏名及び性別

(2) 当該受給権者と同一世帯である旨

(3) 年金証書の番号

2 基金は、前項の届書が提出されたときには、当該受給権者に対し、前条に規定する生存に関する届書の提出を求めることができる。

3 前項の規定により前条に規定する生存に関する届書の提出を求められた当該受給権者は、当該届書を基金に提出しなければならない。

(未支給の給付)

第58条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、厚生年金保険法施行令第3条の2に規定する順序による。

4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の保護)

第59条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、第1種退職年金、第2種退職年金又は脱退一時金を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

第 2 節 第 1 種退職年金

(支給要件)

第 6 0 条 第 1 種退職年金は、加算適用加入員期間が 1 5 年以上である加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。ただし、日本赤十字社の就業規則第 7 4 条第 1 項第 4 号の規定に該当した場合を除く。

- (1) 6 2 歳に達した後に加算適用加入員でなくなったとき。
- (2) 加算適用加入員でなくなった後に、加算適用加入員となることなくして 6 2 歳に達したとき。

(年金額)

第 6 1 条 第 1 種退職年金の額は、基本年金額と加算年金額とを合算した額とする。

- 2 第 1 種退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。
- 3 加入員である第 1 種退職年金の受給権者（次項に該当する者を除く。）が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を給付額の計算の基礎とするものとし、第 1 号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月（第 4 2 条第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当して加入員の資格を喪失した場合にあっては、同各号のいずれかに該当するに至った日から起算して 1 月を経過した日の属する月）から、第 2 号から第 4 号までに該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から基本年金額を改定する。
 - (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して 1 月を経過し

たとき。

- (2) 法附則第 8 条若しくは法附則第 8 条の 2 の規定により読み替えられた法附則第 8 条の規定による老齢厚生年金又は法附則第 28 条の 3 の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を取得したとき。
 - (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
 - (4) 法附則第 7 条の 3 又は法附則第 13 条の 4 の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき。
- 4 加入員である第 1 種退職年金の受給権者のうち、法附則第 7 条の 3 の規定による老齢厚生年金の受給権者が第 1 号若しくは第 3 号に該当するに至ったとき又は法附則第 13 条の 4 の規定による老齢厚生年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第 2 項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本年金の額の計算の基礎とするものとし、第 1 号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月（第 42 条第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当して加入員の資格を喪失した場合にあっては、同各号のいずれかに該当するに至った日から起算して 1 月を経過した日の属する月）から、第 2 号又は第 3 号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。
- (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して 1 月を経過したとき。ただし、法附則第 7 条の 3 の規定による老齢厚生年金の受給権者にあっては、65 歳に達している者に限るものとし、法附則第 13 条の 4 の規定による老齢厚生年金の受給権者にあっては、法附則第 8 条の 2 各項の表の下欄に掲げる年齢に達している者に限るものとする。
 - (2) 法附則第 8 条の 2 各項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき。

(3) 65歳に達したとき。

5 第1種退職年金の受給権者のうち、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権者が65歳に達する前に加入員の資格を喪失し第2号に該当するに至ったとき又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者が法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に加入員の資格を喪失し第1号に該当するに至ったときは、第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本年金の額の計算の基礎とするものとし、当該各号に該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

(1) 法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき。

(2) 65歳に達したとき。

6 第1種退職年金の受給権者（前2項に該当する者を除く。）が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたときは、請求をした日の属する月の翌月から基本年金額を第55条第3項の規定の例により計算された額に改定する。

7 加算適用加入員である第1種退職年金の受給権者が加算適用加入員でなくなったときは、その月（65歳に達した日又は日本赤十字社の役員に就任した日に、加算適用加入員でなくなった場合はその翌月）から加算年金額を改定する。

（第1号改定者等の標準報酬の改定に伴う年金額の変更）

第61条の2 この基金は、第1種退職年金の受給権者について法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合であって、当該受給権者が第1号改定者等に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額（当該受給権者が加入員である場合

は、改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となった加入員期間に係る報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額に限る。)を基本年金額の計算の基礎とするものとし、改定請求のあった日の属する月の翌月から、その額を改定するものとする。

- 2 この基金は、法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る第1号改定者等の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（法第85条の3の規定に基づき政府がこの基金から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れるものとする。

(失権)

第62条 第1種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(在職等による支給停止)

第63条 第1種退職年金は、受給権者（法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者を除く。）が65歳に達するまでの間は、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

- 2 第1種退職年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定めるまでの間は、第1種退職年金の額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

(1) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき

受給権を取得した日の属する月まで

(2) 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき

支給繰上げの請求をした日の属する月まで

- 3 加入員である第1種退職年金の受給権者のうち、特例支給の老

齢厚生年金等の受給権を有する者又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、前項の規定にかかわらず、法附則第13条第4項の各号（第3号及び第4号を除く。）又は法附則第13条の7第5項の各号（第1号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる場合に応じ、基本年金額に当該各号に定める額を加入員であった期間に係る法第132条第2項に規定する額（法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、法附則第13条の7第1項で読み替えられた法第132条第2項に規定する額をいう。）で除した率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。

4 加入員である第1種退職年金の受給権者のうち、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者（次項に該当する者を除く。）については、その者が65歳未満である間は、第1項の規定にかかわらず、法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項の各号に該当するに至ったときは、当該各号に掲げる場合に応じ、基本年金額に相当する額のうち、基本年金額に当該各号に定める額を加入員であった期間に係る法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた法第132条第2項に規定する額で除した率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。

5 加入員である第1種退職年金の受給権者のうち、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、第1項の規定にかかわらず、平成25年改正法附則第86条の規定によりなお効力を有するものとされた法第46条第5項の規定により読み替えられた法第46条第1項に規定する支給停止基準額が当該老齢厚生年金の額以下である場合は、基本年金額に相当する額については、その支給を停止しない。

- 6 加入員である第1種退職年金の受給権者が65歳以上70歳未満である間は、老齢厚生年金の受給権を有する者又は法附則第7条の3若しくは法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、法第133条の2第3項の各号又は法附則第7条の6第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項の各号若しくは法附則第13条の7第2項の規定により読み替えられた法第133条の2第3項の各号に掲げる場合に応じ、基本年金額（第55条第4項に規定する繰下げ加算額を除く。）に相当する額のうち、基本年金額（第55条第4項に規定する繰下げ加算額を除く。）に代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額を加入員であった期間に係る法第132条第2項に規定する額で除した率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。
- 7 第1種退職年金の受給権者のうち、この基金の設立事業所に使用される法第46条第1項に規定する70歳以上の使用される者については、平成25年改正法附則第86条の規定によりなお効力を有するものとされた法第46条第5項の規定により読み替えられた法第46条第1項に規定する支給停止基準額が老齢厚生年金の額（法第133条の2第2項に規定する繰下げ加算額を除く。）以上である場合は、基本年金額（第55条第4項に規定する繰下げ加算額を除く。）のうち法第133条の2第3項に規定する支給停止額について、その支給を停止する。
- 8 第3項に規定する法附則第13条第4項の各号（第3号及び第4号を除く。）、法附則第13条の7第5項第1号に定める額及び第3項の規定により計算される額並びに第4項の規定により計算される額及び第6項又は前項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額並びに第6項又は前項の規定により計算される額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

9 第1種退職年金は、加算適用加入員である受給権者が65歳に達するまでの間は、その額のうち加算年金額に相当する部分の支給を停止する。

(受給権者の申出による支給停止)

第63条の2 この基金は、第1種退職年金の受給権者が法第38条の2第1項の規定による老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の支給停止の申出をした場合であって、当該受給権者がこの基金に支給停止の申出をしたときは、同条第3項の撤回をするまでの間、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。ただし、前条の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、同条の規定により停止されていない部分の額の支給を停止する。

2 前項の規定によりこの基金に基本年金額に相当する部分の支給停止の申出をした者は、この基金に対して前項の申出と併せて加算年金額に相当する部分の支給の停止を申出るものとする。

3 前項の申出をしたときは、第1種退職年金の受給権者がこの基金に支給停止の撤回を申出る(当該受給権者が死亡した場合は死亡した日に撤回の申出をしたものとみなす。)までの間、その額のうち加算年金額に相当する部分の支給を停止する。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

第63条の3 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに老齢厚生年金の請求をしないときは、第63条の規定にかかわらず、老齢厚生年金の受給権取得月の翌月から支給繰下げの申出日の属する月までの間、基本年金額について、その支給を停止する。

2 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合は、老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに老齢厚生年金の支給繰下げを行う旨をこの基金に申し出なければならない。

3 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給繰下げの申出

をした場合はその旨をこの基金に申し出なければならない。

- 4 第1項の規定に基づき基本年金額の支給を停止していた者が老齢厚生年金の支給繰下げを撤回する場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。この場合、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って第1項の支給停止を解除するものとする。
- 5 第2項に規定する老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに同項の申出を行っていない者が、老齢厚生年金の支給の繰下げの申出をした場合は、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って同項の申出を行ったものとし、老齢厚生年金の受給権を取得したときから老齢厚生年金の支給繰下げの申出をしたときまでの期間について基本年金額の支給を停止するものとする。当該期間において、基本年金額について過誤払が行われた場合においては、当該者は当該過誤払された基本年金額についてこの基金に対し返還を行うものとする。

第 3 節 第 2 種退職年金

(支給要件)

第 6 4 条 第 2 種退職年金は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、その者が第 1 種退職年金の受給権を有しないときに、その者に支給する。

- (1) 加入員が 6 5 歳に達した後に加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして 6 5 歳に達したとき。
- (2) 加入員又は加入員であった者が、老齢厚生年金の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該老齢厚生年金の受給権を取得したときを除く。
- (3) 加入員又は加入員であった者が特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したときを除く。
- (4) 加入員又は加入員であった者が法附則第 7 条の 3 又は法附則第 1 3 条の 4 の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該支給繰上げの請求をしたときを除く。
- (5) 老齢厚生年金の受給権者で当該老齢厚生年金の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が、法第 4 3 条第 3 項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。
- (6) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が、法第 4 3 条第 3 項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月

又はその翌月から改定されたときを除く。

- (7) 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者で当該老齢厚生年金の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が、法第43条第3項、法附則第7条の3第5項又は法附則第13条の4第5項若しくは第6項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

(年金額)

第65条 第2種退職年金の額は、基本年金額に相当する額とする。

2 第2種退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

3 加入員である第2種退職年金の受給権者（次項に該当する者を除く。）が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月（第42条第2号から第4号までのいずれかに該当して加入員の資格を喪失した場合にあっては、同各号のいずれかに該当するに至った日から起算して1月を経過した日の属する月）から、第2号又は第3号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。
- (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

- 4 加入員である第2種退職年金の受給権者のうち、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権者が第1号若しくは第3号に該当するに至ったとき又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を第2種退職年金の額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月（第42条第2号から第4号までのいずれかに該当して加入員の資格を喪失した場合にあっては、同各号のいずれかに該当するに至った日から起算して1月を経過した日の属する月）から、第2号又は第3号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。
- (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。ただし、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権者にあっては、65歳に達している者に限るものとし、法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者にあっては、法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢に達している者に限るものとする。
- (2) 法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき。
- (3) 65歳に達したとき。
- 5 第2種退職年金の受給権者のうち、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権者が65歳に達する前に加入員の資格を喪失し第2号に該当するに至ったとき又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の受給権者が法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に加入員の資格を喪失し第2号に該当するに至ったときは、第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前におけ

る加入員であった期間を基本年金の額の計算の基礎とするものとし、当該各号に該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 法附則第8条の2各項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき。
- (2) 65歳に達したとき。

(第1号改定者等の標準報酬の改定に伴う年金額の変更)

第65条の2 第61条の2の規定は、第2種退職年金の額について準用する。この場合において、第61条の2の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(失権)

第66条 第2種退職年金を受ける権利は、受給権者が次の各号のいずれかに該当したときは、消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第1種退職年金の受給権を取得したとき。

(在職等による支給停止)

第67条 第63条第3項から第8項までの規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第63条第3項から第7項までの規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(受給権者の申出による支給停止)

第67条の2 第63条の2第1項の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第63条の2第1項の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

第67条の3 第63条の3の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第63条の3の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

第 4 節 遺族一時金

(支給要件)

第 6 8 条 遺族一時金は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間が 1 5 年未満である加算適用加入員が死亡したとき。
- (2) 加算適用加入員期間が 1 5 年以上である加算適用加入員が死亡したとき。ただし、第 5 号に該当する場合を除く。
- (3) 第 6 0 条に規定する加算適用加入員期間を満たしている者が、加算適用加入員の資格を喪失した後、同条に規定する年齢に達するまでの間に死亡したとき。
- (4) 第 1 種退職年金の受給権者が、第 1 種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給をした期間（第 6 3 条の 2 第 3 項の受給権者の申出による支給停止をしている期間を含む。以下「支給済期間」という。）が 1 0 年に達する前に死亡したとき。ただし、第 5 号に該当する場合を除く。
- (5) 加算適用加入員である第 1 種退職年金の受給権者が死亡したとき。

(一時金の額)

第 6 9 条 遺族一時金の額は、第 1 号から第 4 号までに掲げる区分に応じた額とする。

- (1) 前条第 1 号に該当する場合

加入員拠出金累計額に加算適用加入員期間（年未満の端数月は切り捨てる。）に応じ別表第 5 に定める率を乗じて得た額

- (2) 前条第 2 号又は第 3 号に該当する場合

次のア及びイに掲げる額を合算して得た額

ア 第 5 5 条第 5 項第 1 号ア又は第 2 号ア及び同条第 6 項の規定により計算された額に、死亡時の年齢に応じ別表第 6

に定める率を乗じて得た額

イ 第55条第5項第1号イ又は第2号イ及び同条第6項の規定により計算された額に、死亡時の年齢に応じ別表第6に定める率を乗じて得た額

(3) 前条第4号に該当する場合

次のア及びイに掲げる額を合算して得た額

ア 第1種退職年金の額のうち第1加算年金額に相当する額に、加算年金額に相当する部分の支給済期間に応じ、別表第7に定める率を乗じて得た額

イ 第1種退職年金の額のうち第2加算年金額に相当する額に、加算年金額に相当する部分の支給済期間に応じ、別表第7に定める率を乗じて得た額

(4) 前条第5号に該当する場合

次のア及びイに掲げる額を合算して得た額

ア 第55条第5項第1号ア又は第2号ア及び同条第6項の規定により計算された額に、加算年金額に相当する部分の支給済期間に応じ、別表第7に定める率を乗じて得た額

イ 第55条第5項第1号イ又は第2号イ及び同条第6項の規定により計算された額に、加算年金額に相当する部分の支給済期間に応じ、別表第7に定める率を乗じて得た額

2 前項第2号から第4号までにおいて死亡時の年齢に1歳未満（月単位）の端数がある場合又は支給済期間に1年未満（月単位）の端数がある場合における遺族一時金の額は、別表第6又は別表第7に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項第2号から第4号までの規定に基づき算出した額とする。

（遺族）

第70条 遺族一時金を受けることができる遺族は、次の各号に定める者とする。

(1) 死亡した加入員又は加入員であった者の配偶者（婚姻の届出

をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
以下同じ。) 、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの
者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者
と生計を同じくしていた者

(2) 死亡した加入員又は加入員であった者の配偶者、子、父母、
孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、前号に該当しない者

(3) 前2号に掲げる者のほか、死亡した加入員又は加入員であつ
た者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族

2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定す
る順序による。

3 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるとき
は、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたもの
とみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたもの
とみなす。

第 5 節 脱退一時金

(支給要件)

第 7 1 条 脱退一時金は、加算適用加入員期間が 1 5 年未満である加算適用加入員が加算適用加入員の資格を喪失したとき、又は、日本赤十字社の就業規則第 7 4 条第 1 項第 4 号の規定に該当し、加算適用加入員の資格を喪失したときに、その者に支給する。

(一時金の額)

第 7 2 条 脱退一時金の額は、加入員拠出金累計額に加算適用加入員期間（年未満の端数月は切り捨てる。）に応じ別表第 5 に定める率を乗じて得た額とする。

(支給の効果)

第 7 3 条 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった加算適用加入員であった期間は加算適用加入員でなかったものとみなす。

第 7 章 年 金 通 算
第 1 節 中 途 脱 退 者 の 選 択

(中途脱退者)

第 7 4 条 中途脱退者とは、加入員の資格を喪失した者（加入員の資格を喪失した日において、この基金が支給する年金給付の受給権を有する者を除く。）であって、加入員期間が 20 年未満、かつ、第 7 1 条に該当するものをいう。

第 7 4 条 の 2 削 除

(脱退一時金の選択)

第 7 4 条 の 3 この基金は、中途脱退者に対し、この基金の加入員の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換を行う。

- (1) 速やかに脱退一時金を受給すること。
- (2) この基金の加入員の資格を喪失した日から 1 年を経過したときに脱退一時金を受給すること。
- (3) 速やかに脱退一時金相当額を連合会へ移換すること。
- (4) この基金の加入員の資格を喪失した日から 1 年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会へ移換すること。

2 前項第 2 号又は第 4 号を選択した中途脱退者は、この基金の加入員の資格を喪失した日から 1 年を経過する日までの間において、速やかに脱退一時金を受給すること、又は、確定給付企業年金（当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められている場合に限る。）若しくは確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 3 第1項第4号を選択した中途脱退者は、この基金の加入員の資格を喪失した日から1年を経過する日までの間において、連合会への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 4 この基金の加入員の資格を喪失したときに第1項の選択をしなかった中途脱退者は同項第4号の選択をしたものとみなす。
- 5 第1項第3号及び第4号並びに第2項及び第3項の脱退一時金相当額の移換については第78条から第78条の3までのいずれかの規定に基づき行うものとする。
- 6 中途脱退者が、脱退一時金の支給前に、又は、脱退一時金相当額の連合会、確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換前に、再びこの基金の加入員となった場合には、当該脱退一時金の支給、又は、当該脱退一時金相当額の連合会、確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換は行わない。ただし、当該中途脱退者が脱退一時金の支給、又は、当該脱退一時金相当額の連合会、確定給付企業年金若しくは確定拠出年金への移換を基金へ申し出たときは、この限りでない。
- 7 前項の申出は、当該中途脱退者が再びこの基金の加入員となった日から速やかに行わなければならない。
- 8 この基金は、第1項第3号若しくは第4号を選択、又は第2項若しくは第3項の申出に基づき脱退一時金相当額の移換をしたときは、当該中途脱退者への脱退一時金の支給の義務を免れる。

第 2 節 他制度等への移換

第 7 5 条から第 7 7 条まで 削除

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

第 7 8 条 この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第 1 項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。

(確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第 7 8 条の 2 この基金の中途脱退者は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（確定給付企業年金法第 3 0 条第 3 項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第 1 項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第 7 8 条の 3 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成 1 3 年法律第 8 8 号）第 2 条第 8 項に規定する

企業型年金加入者をいう。以下この条において同じ。)又は個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。以下この条において同じ。)の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関(同法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下この条において同じ。)又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下この条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入員の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。

第 3 節 削除

第 7 9 条 から 第 8 0 条 の 3 ま で 削 除

第 4 節 加入員への説明

(加入員への説明)

第 80 条の 4 この基金は、加入員がその資格を取得したとき又はその資格を喪失したときは、第 74 条から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成 17 年 7 月 5 日 年企発第 0705001 号）第 2 に基づき、当該加入員に対して説明しなければならない。

第 8 章 福祉施設

(福祉施設)

第 8 1 条 この基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第 9 章 年金給付等積立金の管理及び運用
に関する契約並びに業務の委託

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第 8 2 条 この基金は、法第 1 3 0 条の 2 第 1 項及び法第 1 3 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保険会社と自己を保険金受取人とする年金保険契約を、金融商品取引業者と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。

2 この基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第 1 3 0 条の 2 第 2 項及び法第 1 3 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、信託会社と自己を受益者とする年金特定信託契約を締結する。

3 第 1 項の規定により締結する信託契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して締結する内容は、基金令第 3 0 条第 1 項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金の支払は、次に掲げる場合に行われるものであること。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けるとき。

イ この基金が、法第 1 4 4 条の 6 第 2 項、平成 2 5 年改正法附則第 4 2 条第 2 項及び改正前確定給付企業年金法（平成 2 5 年改正法附則第 3 条第 3 号に規定する改正前の確定給付企業年金法をいう。以下同じ。）第 1 1 5 条の 3 第 2 項に基づき、中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換を行うとき。

ウ 政府が法第 8 5 条の 3 の規定に基づきこの基金から第 1 号改定者等の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うとき。

エ 基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第1項の規定により締結する保険契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して締結する内容は、基金令第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金の支払は、次に掲げる場合に行われるものであること。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、法第144条の6第2項、平成25年改正法附則第42条第2項及び改正前確定給付企業年金法第115条の3第2項に基づき、中途脱退者に係る脱退一時金相当額の移換を行うとき。

ウ 政府が法第85条の3の規定に基づきこの基金から第1号改定者等の加入員であった期間に係る老齢年金給付の現価相当額の徴収を行うとき。

(2) 配当金の支払は、基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができる場合に行われるものであること。

(3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。

(4) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。

5 第2項の年金特定信託契約の内容は、基金令第31条に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第82条の2 前条第1項及び第2項の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 運用受託機関又は資産管理機関の名称
 - (2) 信託金又は保険料の払込割合
 - (3) 基金に支払うべき支払金又は保険金の負担割合
 - (4) 資産の額の変更
- 2 運用管理規程は、代議員会の議決を経て決定する。また、定められた事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項については、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項であって、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために必要なものとして、運用管理規程で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、運用管理規程の定めるところにより、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(運用管理)

第82条の3 この基金は、自らの判断の下にこの基金にとって最適と認められる資産構成割合を定めるものとする。

(年金給付等積立金の積立て)

第83条 この基金は、法第136条の2に定めるところにより、年金給付等積立金を積立てなければならない。

(業務の委託)

第84条 この基金は、みずほ信託銀行株式会社に、次の各号に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第84条第3項から第5項

までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金に関する事務

(4) 副本管理に関する事務

(5) 副本管理に付随する事務

ア 加入員記録管理補助

イ 年金受給待期者補助

ウ 年金受給者記録管理補助

エ 統計資料作成補助

オ 掛金額計算補助

カ 給付額計算補助

2 この基金は、前項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に、年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）に関する事務を委託することができる。

3 この基金は、前2項に規定する事務のほか、連合会に、加入員又は加入員であった者に年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析に関する事務を委託することができる。

第 10 章 費用の負担

(普通掛金)

第 85 条 この基金は、この基金が支給する第 1 種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第 2 種退職年金に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、普通掛金を徴収する。

2 前項の普通掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ 1,000 分の 4 を乗じて得た額とする。

3 この基金の設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る普通掛金の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 号に定める額に第 2 号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 前項の規定により加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額のそれぞれに同項の掛金率を乗じて得た額の合計額

(2) 報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額の計算の基礎となる給与の額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の額の割合

(加算掛金)

第 86 条 この基金は、この基金が支給する第 1 種退職年金のうち加算年金額に相当する部分、遺族一時金及び脱退一時金に要する費用に充てるため、加算適用加入員となった月から加算適用加入員の資格を喪失した月の前月までの各月につき加算掛金を徴収する。ただし、無給休職の期間については、加算掛金を徴収しない。

2 前項の加算掛金の額は、加算適用加入員の加算給与の月額に 1,000 分の 32 を乗じて得た額とする。

(掛金の負担割合)

第 87 条 加入員及び事業主は、次の表に掲げる区分に従い、それぞれ掛金を負担する。

区 分	加 入 員	事 業 主
普 通 掛 金	—	4 分 の 4
加 算 掛 金	3 2 分 の 1 2	3 2 分 の 2 0

(育児休業等及び産前産後休業期間中の掛金の免除)

第 8 7 条 の 2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）第 2 条第 1 号に規定する育児休業若しくは同法第 2 3 条第 1 項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）又は法第 2 3 条の 3 第 1 項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）をしている加入員（法第 1 2 9 条第 2 項に規定する加入員を除く。）を使用する設立事業所の事業主が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業等又は産前産後休業を開始した日の属する月からその育児休業等又は産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る当該加入員に係る同条の規定による加入員の負担すべき加算掛金の額を免除する。

2 育児休業等又は産前産後休業をしている加入員であって法第 1 2 9 条第 2 項に規定する加入員である者を使用する設立事業所の事業主が、基金に申出をしたときは、その育児休業等又は産前産後休業を開始した日の属する月からその育児休業等又は産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る当該加入員に係る第 8 6 条の規定による加入員の負担すべき加算掛金の額を免除する。

(積立上限額を超える場合の掛金の控除)

第 8 7 条 の 3 この基金は、毎事業年度の決算において、年金給付

等積立金の額が次項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として基金規則第47条の2で定めるところにより算定した額を、法第138条第3項に定めるところにより算定した掛金の額から基金規則第47条の3で定めるところにより控除しなければならない。

- 2 積立上限額は、この基金の財政の安定性を長期間にわたって確実に確保することができる年金給付等積立金の水準を上回る額として、厚生労働大臣の定めるところにより算定するものとする。

(掛金の納付義務及び掛金の源泉控除)

第88条 事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

- 2 事業主は、加入員に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、加入員の負担すべき前月分の加算給与の月額に係る掛金(加入員がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の加算給与の月額に係る掛金)を報酬から控除することができる。

- 3 事業主は、前項の規定によって掛金を控除したときは、掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を加入員に通知しなければならない。

(徴収金)

第89条 この基金は、設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る第1種退職年金のうち基本年金額に相当する部分及び第2種退職年金の支給に要する費用の一部に充てるために、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法附則第32条第2項第4号により読み替えられた法第140条第3項及び第4項の規定により算定された徴収金を徴収する。ただし、同条第8項及び第10項の規定により免除される額については、この限りでない。

(事務費掛金)

第 90 条 この基金は、第 85 条及び第 86 条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため、毎月事務費掛金を徴収する。

2 前項の事務費掛金の額は、代議員会の議決を経て別に定める。

3 第 1 項の事務費掛金は、事業主が全額負担する。

(政府負担金)

第 91 条 この基金は、改正法附則第 84 条第 3 項から第 5 項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

(給付現価負担金の受入)

第 91 条の 2 この基金は、法附則第 30 条の規定により政府から過去期間代行給付現価に係る負担金を受け入れるものとする。

(厚生年金の離婚時分割に伴う徴収金の政府への納付)

第 91 条の 3 この基金は、政府から法第 85 条の 3 の規定による徴収金に係る納入告知があったときは、当該徴収金を納付するものとする。

第 1 1 章 財務及び会計

(事業年度)

第 9 2 条 この基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終る。

(予算)

第 9 3 条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これに重要な変更を加えたときも、同様とする。

(決算)

第 9 4 条 この基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後 6 月以内に貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、代議員会に提出し、その議決を得た後厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 この基金は、前項の書類をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。

3 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(剰余金又は不足金の処理)

第 9 5 条 前条の決算の結果、剰余金又は不足金が生じたときの処分等は、基金規則第 4 8 条及び第 4 9 条に規定するところによる。

(年金経理から業務経理への繰入れ)

第 9 6 条 この基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における年金給付等積立金の額が加入員及び加入員であった者に係る責任準備金の額以上の額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理から業務

経理へ繰り入れることができる。

(余裕金の運用)

第97条 この基金の業務上の余裕金は、基金令第40条の定めるところにより運用しなければならない。

(借入金)

第98条 この基金は、この基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生労働大臣の承認を受けて、借入金をすることができる。

(掛金の額の再計算)

第99条 この基金は、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、基金令第33条に定める基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第94条の規定による決算の結果、基金規則第48条に定める不足金が、厚生労働大臣の定める基準を上回ることが明らかとなった場合には、この基金は、直ちに掛金の額の再計算を行うものとする。

(最低積立基準額)

第99条の2 この基金は、加入員及び加入員であった者の受給権を保全するため、毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するものとする。

2 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

(1) 基準日において年金受給者または受給待期脱退者である者
規約に基づいて支給されることとなる年金給付

(2) 基準日において加入員である者

ア 基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下

「標準資格喪失日」という。)に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付のうち、法附則第32条第1項の認可の日前の加入員期間に係る給付に(ア)に定める按分率を乗じて得た給付と、法附則第32条第1項の認可の日以降の加入員期間に係る給付に(イ)に定める按分率を乗じて得た給付を合算して得た給付とする。

(ア) 按分率 = $A1 / B1$

A1 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる法附則第32条第1項の認可の日前の加入員であった期間の月数

B1 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる法附則第32条第1項の認可の日前の加入員であった期間の月数

(イ) 按分率 = $A2 / B2$

A2 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる法附則第32条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の月数

B2 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる法附則第32条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の月数

イ 加算部分

標準資格喪失日に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、次の各号に応じて当該各号に定める按分率を乗じた給付とする。

(ア) 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に年金の受給資格が得られる者

第55条第5項第1号の規定に該当する場合の

按分率 = A / B

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金

額の算定に用いられる加算適用加入員であった期間の月数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加算適用加入員であった期間の月数

第55条第5項第2号の規定に該当する場合の

按分率 = C / D

C 基準日の翌日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第3-1の係数及び別表第3-2の係数を合算した係数

D 標準資格喪失日に加算適用加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第3-1の係数及び別表第3-2の係数を合算した係数

(イ) (ア)以外の者

按分率 = E / F

E 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額

F 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額

3 加入員の加算部分における最低保全給付は、前項の規定にかかわらず、前項第2号イの最低保全給付から次の給付を控除したものとす。

$$\text{控除する給付} = a \times \frac{U}{M}$$

U 加算部分における初期債務及び給付増額による後発債務の未償却債務の総額

a 未償却債務控除前の加算部分における各々の加入員の最低保全給付

M 未償却債務控除前の加算部分におけるすべての加入員の最

低積立基準額の総額

4 第2項の標準的な退職年齢は62歳とする。

5 第1項の最低積立基準額は、基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算定した額とする。

(掛金及び責任準備金の算出方法)

第100条 掛金及び責任準備金の算出方法は、別に定める。

(財務及び会計規程)

第101条 財務及び会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て別に定める。

第 1 2 章 解散及び清算

(解散)

第 1 0 2 条 この基金の解散については、法第 1 4 5 条の規定による。

(清算)

第 1 0 3 条 この基金が解散したときの清算は、平成 2 5 年改正法附則第 3 4 条及び法第 1 4 7 条の 2 から第 1 4 7 条の 5 までの規定により行うものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第 1 0 4 条 この基金が解散したときは、平成 2 6 年経過措置政令第 5 条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を平成 2 5 年改正法附則第 8 条の定めるところにより政府に納付しなければならない。

(解散時積立不足額の一括徴収)

第 1 0 4 条の 2 この基金が解散したときに、年金経理に属する時価評価した資産額が最低積立基準額に満たないときは、解散時における最低積立基準額と年金経理に属する時価評価した資産額の差額（以下この条において「不足額」という。）を算出し、不足額を特別掛金として解散日現在の設立事業所の事業主から一括して徴収する。

2 前項に規定する不足額の徴収は、不足額を解散日現在の設立事業所の加入員の標報酬準給与の月額に応じて按分した額を、解散日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。

3 前項に定めるところにより、この基金の清算人が不足額の納入の告知をしたときは、解散日現在の設立事業所の事業主は、納入の告知の日から 1 0 日以内に不足額を納付しなければならない。

(最低責任準備金の前納)

第104条の3 この基金は、法附則第32条第1項の認可を受けたときは、平成25年改正法附則第10条第1項の規定により、最低責任準備金の全部又は一部を政府に納付（以下「前納」という。）することができる。

2 前項の規定による前納は、法附則第32条第1項の認可の日以後、法第145条第2項の認可の日若しくは改正前確定給付企業年金法第111条第2項の承認の日又は改正前確定給付企業年金法第112条第1項の認可の日までに行う。

3 前2項の規定により前納する額の合計額は、平成26年経過措置政令第7条に規定する要件を満たすものとする。

4 この基金（法第145条第1項の規定により解散した場合又は改正前確定給付企業年金法第111条第3項により解散したとみなされた場合は法第146条の2により存続するとみなされた基金、改正前確定給付企業年金法第112条第4項の規定により消滅した場合は同項の規定によりこの基金の権利義務を承継した確定給付企業年金法第3条第1項第2号に規定する企業年金基金）は、前納した額の合計額が平成25年改正法附則第8条に定める責任準備金相当額又は改正前確定給付企業年金法第113条第1項の規定により政府が徴収することとなった責任準備金に相当する額を上回った場合には、平成26年経過措置政令第8条の規定により、政府から当該上回った額の還付を受けることができる。

（積立不足額の一括徴収）

第104条の4 前納後の年金給付等積立金の額が給付に充てる額に不足することが見込まれるときは、給付に要する費用に充当するため、不足額を特別掛金として一括徴収する。

2 前項に規定する不足額の徴収は、当該不足額を設立事業所の加入員の報酬標準給与の月額に応じて按分した額を、設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。

3 前項に定めるところにより、基金が不足額の納入の告知をした

ときは、設立事業所の事業主は、納入の告知の日から10日以内に当該不足額を納付しなければならない。

(残余財産の分配)

第105条 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。

2 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る第99条の2第2項に定める最低保全給付を支給するために必要な給付原資（以下「最低積立基準額相当額」という。）に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 残余財産の額が、最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」という。）を下回る場合

残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除した率を乗じた額

ア 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

イ すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額

(2) 残余財産の額が、上乗せ部分の最低積立基準額相当額以上であり、かつ、すべての受給権者等に係る、上乗せ部分の要支給額（基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付の現価（以下「要支給額」という。）に相当する部分のうち法第132条第2項に規定する額以外の部分に係る給付の現価をいう。）の総額を下回る場合

次のア及びイの合計額

ア 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

イ 残余財産の額からすべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額を控除した額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額

(イ) すべての受給権者等に係る、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額の総額

(3) 残余財産の額が、すべての受給権者等に係る、上乗せ部分の要支給額の総額以上である場合

残余財産の額に次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の、上乗せ部分の要支給額

(イ) すべての受給権者等に係る、上乗せ部分の要支給額の総額

3 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるもの同一のものとする。

4 この基金は、受給権者等から申出があった場合は、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に移換する。

5 前項の移換は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(通知)

第106条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払方法

2 清算人は、受給権者等の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、前項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

第 1 3 章 雑 則

(時効)

第 1 0 7 条 掛金及び徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したとき、給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 第 1 種退職年金及び第 2 種退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第 1 4 1 条第 1 項において準用する法第 8 6 条第 1 項の規定による督促は、民法第 1 5 3 条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(給付の制限)

第 1 0 8 条 遺族一時金は、加入員又は加入員であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加入員又は加入員であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

(不服申立て)

第 1 0 9 条 標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは法第 1 4 1 条第 1 項において準用する法第 8 6 条の規定による処分に不服のある者については、法第 6 章に定める不服申立ての規定を準用する。この場合において、法第 9 1 条の 3 中「第 9 0 条第 1 項」とあるのは「平成 2 5 年改正法附則第 8 4 条において準用する第 9 0 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(業務概況の周知)

第 1 0 9 条の 2 この基金は、法第 1 1 5 条第 4 項及び基金規則第 5 6 条の 2 で定めるところにより、この基金の業務の概況について、加入員及び加入員以外の者であってこの基金が年金給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っている者に周知させな

ければならない。

(還元融資)

第110条 事業主は、加入員の福祉の増進に資するため、この基金の信託契約及び保険契約に係る資産についてその総額の4分の1に相当する額を上回らない額を、別に定めるところにより、還元融資として貸付を受けることができるものとする。

(連合会への加入)

第111条 この基金は、連合会に加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第112条 この基金は、連合会が行う支払保証事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2 この基金は、毎事業年度の決算時において解散時責任準備金等に基づき、積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(実施規程)

第113条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続、その他執行について必要な規程は、代議員会の議決を経て別に定める。

附 則（平成4年10月1日施行）

（施行期日）

第1条 この規約は、平成4年10月1日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

第2条 この基金が成立した日において、この基金の成立と同時に加入員の資格を取得した者については、その資格の取得に関し第49条の規定による標準給与の決定を行わず、平成4年10月における厚生年金保険の標準報酬月額を、その者の同年同月における標準給与月額とする。

（事業年度に関する経過措置）

第3条 この基金が成立した当初の事業年度は、第92条の規定にかかわらず、この規約の施行日から始まり、平成6年3月31日に終るものとする。

（給付に関する経過措置）

第4条 大正15年4月1日以前に生まれた者及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金若しくは施行日の前日において法律によって組織された共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。）の受給権者については、この規約第55条第1項中「1,000分の7.6（別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）」を「1,000分の10.1」に、第61条第3項第2号中「法附則第8条の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）」を「旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」に、第63条第2

項及び第64条第3号中「特例支給の老齢厚生年金等」を「旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」に、それぞれ読み替えるものとし、第64条第2号及び第4号の規定はこれを適用しないものとする。

(再計算に関する経過措置)

第5条 第99条の規定にかかわらず、この基金の設立後最初の掛金の額の再計算は、少なくとも3年後に行うものとする。

(過去勤務期間)

第6条 この基金が成立した日において加算適用加入員の資格を取得した者については、平成4年10月1日前における日本赤十字社の職員であった期間のうち、入社した日以降の引続いた期間(以下「過去勤務期間」という。)を給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

2 過去勤務期間は、第45条の規定の例により計算するものとする。ただし、過去勤務期間中に日本赤十字社の就業規則第48条に規定する休職又は育児休業となった期間が1か月以上あるときは、その期間の2分の1に相当する月数(1月に満たない端数月がある場合は、これを切り捨てる。)を控除するものとする。ただし、組合専従職員であった期間及び日本赤十字社の職員給与要綱第36第2項に該当することにより休職給を支給しない休職期間があるときは、その期間の全月数を控除する。

3 過去勤務期間を有する加算適用加入員について第52条第1項、第55条第5項第1号、第60条、第68条及び第71条の規定を適用する場合には、これらの規定中「加算適用加入員期間」とあるのは「加算適用加入員期間に過去勤務期間を加えた期間」と、第52条第1項の規定中「加算給与の月額」とあるのは「俸給等に基づいて第51条の例により定められる加算給与の月額」と、第52条第3項、第55条第5項第2号、第69条第1項第1号及び第72条の規定中「加算適用加入員期間」とあるのは「加算

適用加入員期間に昭和49年10月1日以降の過去勤務期間を加えた期間」と、第52条第3項の規定中「累計額」とあるのは「累計額に日本赤十字社退職年金規程に基づく退職年金制度（昭和49年10月1日施行。以下「日赤退職年金制度」という。）において当該加入員が負担した掛金の累計額を加算した額」と読み替えるものとする。

- 4 前項において、加算適用加入員期間に過去勤務期間を加えた期間が480月を超える場合には、当該期間を480月とする。その場合の過去勤務期間は、第2項にかかわらず、480月から加算適用加入員期間を差引いた期間とする。

（戦地衛生勤務期間等の特例）

第7条 この基金が成立した日において加算適用加入員の資格を取得した者については、旧日本赤十字社救護員召集規則（大正10年本達甲第6号）に基づき戦時救護員として召集を受けた当時、施設に在職していない者で召集解除後あらたに職員となった者、又は在職していた者が召集解除後に退職し後日再び職員となった者であつて、別表第10に定める戦地の区域及び戦時の期間において衛生勤務に従事した者の同期間（以下「戦地衛生勤務期間」という。）並びに戦地衛生勤務期間に引続き昭和20年8月9日以降に抑留され又は自己の意思によらず他に留用されて海外にあった期間（以下「抑留等期間」という。）を第55条第5項第1号の規定による加算年金額の算定の基礎として用いるものとする。

- 2 戦地衛生勤務期間の計算は、同勤務に従事した初日の属する月から勤務を終了した日の属する月（同月において職員となった場合は、その前月）までの月数とする。
- 3 抑留等期間の計算は、戦地衛生勤務に従事しなくなった日の属する月の翌月から帰国した日の属する月（同月において職員となった場合は、その前月）までの月数とする。
- 4 前条第3項及び第4項の規定は、戦地衛生勤務期間及び抑留等

期間について準用する。この場合において、同条同項の規定中「過去勤務期間」とあるのは「戦地衛生勤務期間及び抑留等期間」と読み替えるものとする。

(給付の額の特例)

第8条 附則第6条及び前条に規定する過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間を有する加算適用加入員のうち、昭和49年10月1日前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間を有する加算適用加入員に対する第1加算年金額及び第2加算年金額は、第55条第5項第1号ア及びイの規定にかかわらず次の各号に掲げる金額とする。

(1) 第1加算年金額

次のア及びイに掲げる金額の合計額

ア 第55条第5項第1号ア(ア)の金額に、平均加算給与月額に昭和49年10月1日前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間の月数を乗じて得た額に2,000分の4.5を乗じて得た額に250,000円を乗じて得た額を平均加算給与月額で除して得た額を加えて得た額。ただし、第55条第5項第1号ア(ア)の金額の計算の基礎となる加算適用加入員期間の月数には、昭和49年10月1日前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間の月数は含まない。

イ 第55条第5項第1号ア(イ)の金額に、75円に昭和49年10月1日前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間の月数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を加えて得た額。ただし、第55条第5項第1号ア(イ)の金額の計算の基礎となる加算適用加入員期間の月数には、昭和49年10月1日前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間の月数は含まない。

(2) 第2加算年金額

次のア及びイに掲げる金額の合計額

ア 第55条第5項第1号イ（ア）の金額に、平均加算給与月額に昭和49年10月1日前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間の月数を乗じて得た額に2,000分の2.25を乗じて得た額に250,000円を乗じて得た額を平均加算給与月額で除して得た額を加えて得た額。ただし、第55条第5項第1号イ（ア）の金額の計算の基礎となる加算適用加入員期間の月数には、昭和49年10月1日前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間の月数は含まない。

イ 第55条第5項第1号イ（イ）の金額に、38円に昭和49年10月1日前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間の月数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を加えて得た額。ただし、第55条第5項第1号イ（イ）の金額の計算の基礎となる加算適用加入員期間の月数には、昭和49年10月1日前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間の月数は含まない。

2 前項各号ア及びイに掲げる年金額のそれぞれについて100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

（選択一時金に関する経過措置）

第9条 加算適用加入員であった者で、第60条に規定する加算適用加入員期間を満たしている者又は第1種退職年金の受給権者は、当分の間、次条及び附則第11条に定めるところにより、年金給付の支給に代えて、選択一時金の支給を受けることができる。

（選択一時金の支給）

第10条 選択一時金は、加算適用加入員であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

(1) 第60条に規定する加算適用加入員期間を満たしている者が、

加算適用加入員でなくなった後、同条に規定する年齢に達するまでの間に、又は第1種退職年金の裁定請求と同時に一時金の選択を申し出たとき。

(2) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給済期間が10年に達する前に一時金の選択を申し出たとき。

2 前項による選択一時金の請求は、加算年金額に相当する部分について、次の各号のいずれかの割合で1回に限り行うことができる。ただし、第1項第2号に該当する場合であって、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給が開始された後にあっては、第1号のみとする。

(1) 4分の4

(2) 4分の3

(3) 4分の2

(4) 4分の1

(選択一時金の額)

第11条 選択一時金の額は、第1号又は第2号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に前条第2項の規定により選択一時金を請求した割合を乗じて得た額とする。

(1) 前条第1項第1号に該当する場合

次のア及びイに掲げる額を合算して得た額

ア 第55条第5項第1号ア又は第2号ア及び同条第6項の規定により計算された額に、選択時の年齢に応じ別表第6に定める率を乗じて得た額

イ 第55条第5項第1号イ又は第2号イ及び同条第6項の規定により計算された額に、選択時の年齢に応じ別表第6に定める率を乗じて得た額

(2) 前条第1項第2号に該当する場合

次のア及びイに掲げる額を合算して得た額

ア 第1種退職年金の額のうち、第1加算年金額に相当する額に、第1加算年金額に相当する部分の支給済期間に応じ別表第7に定める率を乗じて得た額

イ 第1種退職年金の額のうち、第2加算年金額に相当する額に、第2加算年金額に相当する部分の支給済期間に応じ別表第7に定める率を乗じて得た額

2 前項において選択時の年齢に1歳未満（月単位）の端数がある場合、又は支給済期間に1年未満（月単位）の端数がある場合における選択一時金の額は、別表第6又は別表第7に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項の規定に基づき算出した額とする。

3 第1項第1号及び第2号中の各ア及びイに掲げる一時金の額のそれぞれについて100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

（第1種退職年金及び第2種退職年金の額の特例）

第12条 選択一時金の支給を受けた場合における第1種退職年金の額は、第61条第1項の規定にかかわらず、附則第10条第2項の規定により選択一時金を請求した次の割合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 選択割合が4分の4の場合

基本年金額に相当する額

(2) 選択割合が4分の3の場合

基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に4分の1を乗じて得た額の合計額

(3) 選択割合が4分の2の場合

基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に4分の2を乗じて得た額の合計額

(4) 選択割合が4分の1の場合

基本年金額に相当する額と加算年金額に相当する額に4分の

3 を乗じて得た額の合計額

(選択一時金の支給の効果)

第13条 附則第9条に定める選択一時金の支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった加算適用加入員期間は加算適用加入員でなかったものとみなす。

(減額退職年金)

第14条 この基金は、当分の間、加算適用加入員であった者で、加算適用加入員期間が第60条に規定する年数以上である者が、55歳以上で同条に規定する年齢に達するまでの間に、第1種退職年金のうち、加算年金額に相当する額の早期支給開始を希望したときは、減額退職年金を支給する。この場合においては第1種退職年金は支給しない。

2 減額退職年金の額は、基本年金額と、次に掲げる加算年金額(以下本条において「減額退職年金の加算年金額に相当する額」という。)とを合算した額とする。

加算年金額は、次のア及びイに掲げる額を合算して得た額とする。ただし、減額退職年金のうち、減額退職年金の加算年金額に相当する額の部分の支給が開始された後、10年を経過した後は、アに掲げる額とする。

ア 第1減額加算年金額

第55条第5項第1号ア又は第2号ア及び同条第6項の規定により計算された額に、減額退職年金の選択時の年齢に応じ別表第8-1に定める率を乗じて得た額

イ 第2減額加算年金額

第55条第5項第1号イ又は第2号イ及び同条第6項の規定により計算された額に、減額退職年金の選択時の年齢に応じ別表第8-2に定める率を乗じて得た額

3 第56条、第57条、第57条の2、第58条、第59条、第61条第2項、第3項及び第6項、第61条の2、第62条、第

63条、第63条の2並びに第63条の3の規定は減額退職年金について準用する。

4 減額退職年金の受給権者については第64条の規定は適用しない。

5 減額退職年金の受給権者（支給済期間が10年を経過した者を除く。）が死亡したときは、第68条の規定を準用する。この場合において、同条の規定中「第1種退職年金の受給権者」とあるのは「減額退職年金の受給権者」と、「加算年金額」とあるのは「減額退職年金の加算年金額に相当する額」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により支給する遺族一時金の額は、次の各号に掲げる額を合算して得た額とする。

(1) 減額退職年金のうち、第1減額加算年金額に相当する額に、第1減額加算年金額に相当する部分の支給済期間に応じ別表第7に定める率を乗じて得た額

(2) 減額退職年金のうち、第2減額加算年金額に相当する額に、第2減額加算年金額に相当する部分の支給済期間に応じ別表第7に定める率を乗じて得た額

7 減額退職年金の受給権者が支給が開始された後、支給済期間が10年に達する前に一時金の選択を申し出たときは、その者に選択一時金を支給するものとする。この場合においては、減額退職年金の額は基本年金額に相当する額とする。

8 前項に定める選択一時金の額は、次の各号に掲げる額を合算して得た額とする。

(1) 減額退職年金のうち、第1減額加算年金額に相当する額に、第1減額加算年金額に相当する部分の支給済期間に応じ別表第7に定める率を乗じて得た額

(2) 減額退職年金のうち、第2減額加算年金額に相当する額に、第2減額加算年金額に相当する部分の支給済期間に応じ別表第

7 に定める率を乗じて得た額

9 第6項又は前項において減額退職年金の支給済期間に1年未満（月単位）の端数がある場合における給付額は、別表第7に掲げる算式によって算出した率を用いて、第6項又は前項の規定に基づき算出した額とする。

10 第6項及び第8項各号に掲げる額のそれぞれについて100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

（特別掛金）

第15条 この基金は、附則第6条に規定する過去勤務期間及び附則第7条に規定する戦地衛生勤務期間及び抑留等期間に基づく給付の費用、決算における不足金及び再計算もおける差損等に充てるため、当分の間、その給付の額の計算の基礎となる各月につき、特別掛金を徴収する。ただし、無給休職の期間については、特別掛金を徴収しない。

2 前項の特別掛金の額は、加算適用加入員の加算給与の月額に1,000分の36を乗じて得た額とする。

3 特別掛金は、事業主が全額負担する。

4 第88条第1項の規定は、特別掛金について準用する。

（日赤退職年金制度の一部解除に伴う掛金の徴収）

第16条 この基金は、第85条、第86条、第90条及び前条に規定する掛金のほか、日赤退職年金制度の一部解除に伴い、次の各号に掲げる額の合計額を附則第6条に定める過去勤務期間に係る給付に要する費用に充てるための掛金として徴収する。

(1) 日赤退職年金制度の一部解除に伴い、当該年金信託契約の受託者及び企業年金保険契約の保険者より事業主に返還された返還金及び解約返戻金に相当する額

(2) 日赤退職年金制度の一部解除に伴い、当該制度の加入者の資格を喪失した加入員（以下「移行加入員」という。）に当該制

度から返還された返還金（以下「加入者資格喪失時返還金」という。）に相当する額

2 事業主及び移行加入員は、次の各号に従い、前項に定める掛金を負担する。

(1) 事業主 ----- 前項第1号に定める返還金及び解約返戻金に相当する額を一時に負担する。

(2) 移行加入員 ----- 加入者資格喪失時返還金に相当する額を、この基金が成立した日において適用される前条に規定する特別掛金の償却期間に応じ、各月に均等分割して負担する。

ただし、移行加入員が加入員の資格を喪失したときは、当該加入員に係る加入者資格喪失時返還金に相当する額から前記均等分割して負担した額の累計額を控除した残額を一時に負担する。

3 事業主は、事業主及び移行加入員が第1項各号に掲げる額を収受した日に、その合計額を基金に納付する。

附 則 [平成5年3月31日厚生省収年第4030号認可(平成5年日赤厚基第21号)]

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 [平成5年5月17日厚生省収年第4857号認可(平成4年日赤厚基第108号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

附 則 [平成5年7月14日厚生大臣届出(平成5年日赤厚基第123号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成5年5月25日から適用する。ただし、日本赤十字社熊本健康管理センターについては、平成5年5月1日から適用する。

附 則 [平成5年10月29日厚生大臣届出(平成5年日赤厚基第223号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成5年10月1日から適用する。

附 則 [平成5年10月29日厚生大臣届出(平成5年日赤厚基第234号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成5年10月25日から適用する。

附 則 [平成5年12月27日厚生省収年第9316号認可(平成5年日赤厚基第201号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、平成6年1月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成5年12月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 [平成6年2月10日厚生省収年第469号認可(平成5年日赤厚基第223号の2)]

この規約は、認可の日から施行し、平成5年10月1日から適用する。

附 則 [平成6年8月24日厚生大臣届出(平成6年日赤厚基第253号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成6年6月18日から適用する。

附 則 [平成6年11月28日厚生大臣届出(平成6年日赤厚基第315号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、平成6年11月24日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成12年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得

し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であつて、平成12年9月の標準給与の月額が92,000円以下であるもの又は590,000円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となつた給与の月額が605,000円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与とする。

（掛金に関する経過措置）

第3条 平成12年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（給与の月額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法）による。

附 則 [平成7年3月31厚生省収年第2705号認可（平成7年日赤厚基第42号）]

（施行期日）

第1条 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

（支給停止に関する経過措置）

第2条 この規約による変更後の日本赤十字社厚生年金基金規約（以下「変更後の基金規約」という。）の第1種退職年金又は第2種退職年金（以下「退職年金等」という。）の受給権者（昭和10年4月1日以前に生まれた者に限る。）については、その者が加入員である日が属する月において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、変更後の基金規約第63条の規定は適用せず、この規約による変更前の日本赤十字社厚生年金基金規約（以下「変更前の基金規約」という。）第63条の規定は、なおその効力を有する。

(1) 当該退職年金等の額につき変更後の基金規約第63条第2項

の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

- (2) 当該退職年金等の額につき変更前の基金規約第63条第2項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

第3条 平成7年4月1日前において変更前の基金規約の退職年金等の受給権を有していた者については、その者が加入員である日が属する月において、前条第1号に掲げる額が同条第2号に掲げる額を超えるときは、変更後の基金規約第63条の規定は適用せず、変更前の基金規約第63条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 [平成7年5月29日厚生大臣届出(平成7年日赤厚基第102号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 [平成7年6月14日厚生大臣届出(平成7年日赤厚基第127号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成7年6月1日から適用する。

附 則 [平成7年6月27日厚生大臣届出(平成7年日赤厚基第132号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成7年6月1日から適用する。

附 則 [平成8年1月22日厚生大臣届出(平成8年日赤厚基第2号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成7年12月1日から適用する。

附 則 [平成8年2月15日厚生大臣届出(平成8年日赤厚基第16号)]

この規約は、平成8年2月13日から施行し、平成7年10月1

日から適用する。

附 則 [平成8年3月29日厚生省収年第4066号認可(平成8年日赤厚基第15号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成8年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則 [平成8年5月13日厚生大臣届出(平成8年日赤厚基第104号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 [平成8年6月13日厚生大臣届出(平成8年日赤厚基第114号)]

この規約は、平成8年4月1日から適用する。

附 則 [平成8年10月30日厚生省収年第8731号認可(平成9年日赤厚基第181号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成8年6月1日から適用する。

附 則 [平成9年3月19日厚生大臣届出(平成9年日赤厚基第46号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成9年2月24日から適用する。

附 則 [平成9年3月28日厚生省収年第4287号認可(平成9年日赤厚基第17号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成9年4月以前の月に係る掛金については、なお従前の

例（掛金率及び負担割合）による。

附 則 [平成9年4月17日厚生大臣届出（平成9年日赤厚基第85号）]

この規約は、届出の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 [平成9年8月27日厚生大臣届出（平成9年日赤厚基第181号）]

この規約は、届出の日から施行し、平成9年7月1日から適用する。

附 則 [平成9年9月17日厚生大臣届出（平成9年日赤厚基第180号）]

この規約は、届出の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 [平成9年9月25日厚生省収年第6270号認可（平成9年日赤厚基第182号）]

この規約は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 [平成9年9月30日厚生省収年第6337号認可（平成9年日赤厚基第185号）]

この規約は、認可の日から施行する。

附 則 [平成9年10月13日厚生省収年第6559号認可（平成9年日赤厚基第139号）]

この規約は、認可の日から施行し、平成9年6月5日から適用する。

附 則 [平成10年2月13日厚生大臣届出（平成10年日赤厚基第25号）]

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 [平成10年2月13日厚生大臣届出（平成10年日赤厚基第25号の2）]

この規約は、平成10年2月9日から施行し、平成9年12月2

5日から適用する。

附 則 [平成10年3月27日厚生省収年第1723号認可(平成10年日赤厚基第25号の3及び同第25号の4)]

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 [平成10年3月31日厚生省収年第2634号認可(平成10年日赤厚基第38号)]

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 [平成10年5月13日厚生大臣届出(平成10年日赤厚基第114号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 [平成10年6月3日厚生省収年第3747号認可(平成10年日赤厚基第102号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 [平成10年6月3日厚生省収年第3748号認可(平成10年日赤厚基第123号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 [平成10年6月15日厚生大臣届出(平成10年日赤厚基第136号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 [平成11年1月5日厚生省収年第3号認可(平成9年日赤厚基第184号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成9年10月1日から適用する。

附 則 [平成11年3月8日厚生大臣届出(平成11年日赤厚基第21号)]
この規約は、平成11年2月24日から施行する。

附 則 [平成11年3月8日厚生大臣届出(平成11年日赤厚基第21号の2)]
この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 [平成11年3月8日厚生大臣届出(平成11年日赤厚基第21号の3)]
この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 [平成11年3月8日厚生大臣届出(平成11年日赤厚基第21号の4)]
この規約は、平成11年2月24日から施行する。

附 則 [平成11年3月8日厚生大臣届出(平成11年日赤厚基第21号の5)]
この規約は、平成11年2月24日から施行する。

附 則 [平成11年4月8日厚生大臣届出(平成11年日赤厚基第74号)]
この規約は、届出の日から施行し、平成11年3月15日から適用する。

附 則 [平成11年4月13日厚生大臣届出(平成11年日赤厚基第106号)]
この規約は、届出の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 [平成11年9月10日厚生大臣届出(平成11年日赤厚基第186号)]
この規約は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 [平成11年11月11日厚生省収年第5332号認可(平成11年日赤厚基第187号)]
この規約は、認可の日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則 [平成11年10月4日厚生大臣届出(平成11年日赤厚基第266号)]

この規約は、平成11年10月12日から施行する。

附 則 [平成12年3月7日厚生大臣届出(平成12年日赤厚基第5号)]

この規約は、平成12年2月29日から施行する。

附 則 [平成12年3月7日厚生大臣届出(平成12年日赤厚基第52号)]

この規約は、平成12年2月29日から施行する。

附 則 [平成12年3月28日厚生省収年第1034号認可(平成12年日赤厚基第52号の2)]

この規約は、認可の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 [平成12年3月31日厚生省収年第3093号認可(平成12年日赤厚基第74号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(年金額に関する経過措置)

第2条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の基金規約による第1種退職年金又は第2種退職年金(以下「退職年金等」という。)の受給権を有する者に支給する当該退職年金の額については、なお従前の例による。

2 平成12年3月前にこの規約による改正前の基金規約による退職年金等であって、同年4月1日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。

附 則 [平成12年3月31日厚生大臣届出(平成12年日赤厚基第74号の2)]

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(育児休業期間中の者の経過措置)

第2条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の第87条

の2の規定に基づく申出をした者であって、同月末日以後に育児休業が終了する者については、同月1日にこの規約による改正後の第87条の2の規定に基づく申出があったものとみなして、同条の規定を適用する。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成12年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 [平成12年4月12日厚生大臣届出(平成12年日赤厚基第91号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 [平成12年8月11日厚生省収年第6083号認可(平成12年日赤厚基第137号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 [平成12年5月23日厚生大臣届出(平成12年日赤厚基第138号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。ただし、浜松リハビリテーションセンターについては、平成11年9月1日から適用する。

附 則 [平成12年9月13日厚生大臣届出(平成12年日赤厚基第223号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附 則 [平成12年9月13日厚生大臣届出(平成12年日赤厚基第223号の2)]

この規約は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 [平成12年9月13日厚生大臣届出(平成12年日赤厚基第223号の3)]

この規約は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 [平成13年3月6日関東信越厚生局長届出(平成13年日赤厚基第63号)]

この規約は、平成13年2月27日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 [平成13年3月6日関東信越厚生局長届出(平成13年日赤厚基第63号の2)]

この規約は、平成13年2月27日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則 [平成13年4月11日関東信越厚生局長届出(平成13年日赤厚基第102号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 [平成13年5月18日関東信越厚生局長届出(平成13年日赤厚基第150号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成13年5月1日から適用する。

附 則 [平成13年9月13日関東信越厚生局長届出(平成13年日赤厚基第270号)]

この規約は、平成13年10月19日から施行する。

附 則 [平成13年10月11日関東信越厚生局長届出(平成13年日赤厚基第299号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則 [平成14年5月14日関東信越厚生局長届出(平成14年日赤厚基第129号)]

この規約は、平成14年5月14日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 [平成14年5月14日関東信越厚生局長届出(平成14年日赤厚基第129号の2)]

この規約は、平成14年5月14日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 [平成14年5月14日関東信越厚生局長届出(平成14年日赤厚基第129号の3)]

この規約は、平成14年5月14日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 [平成14年3月26日厚生労働省発令第0326609号認可(平成14年日赤厚基第49号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(基本年金額に関する経過措置)

第2条 男子であって次の表の左欄に掲げる者について、この規約による変更後の基金規約第63条第1項及び第64条第1号の規定を適用する場合には、「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和28年4月1日までに生まれた者	60歳
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた者	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までに生まれた者	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた者	64歳

2 女子であって次の表の左欄に掲げる者について、この規約による変更後の基金規約第63条第1項及び第64条第1号の規定を適用する場合には、「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和33年4月1日までに生まれた者	60歳
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までに生まれた者	61歳

昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までに生まれた者	62歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた者	63歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者	64歳

(加入員の資格に関する経過措置)

第3条 昭和7年4月2日以後に生まれた者であり、かつ平成14年3月31日において設立事業所に使用される者（加入員でない者に限る。）であって、同年4月1日において同日前から引き続き当該事業所に使用される者は、同日に加入員の資格を取得する。

(給付に関する経過措置)

第4条 平成14年4月1日において、この規約による変更前の基金規約に基づき第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権を有する者に対する給付については、なお従前の例による。

(支給停止に関する経過措置)

第5条 平成14年4月1日において、老齢厚生年金の受給権を取得した者の給付については、変更後の規約第63条第4項及び第6項並びに第67条で準用する第63条第4項及び第6項の規定は適用しない。

2 平成14年4月1日において、この規約による変更前の基金規約に基づき第1種退職年金又は第2種退職年金の給付を受ける権利を有する者の給付については、変更後の規約第63条第4項及び第6項並びに第67条で準用する第63条第4項及び第6項の規定は適用しない。

附 則 [平成14年3月22日厚生労働省発年 第0322382号認可(平成14年日赤厚基第49号の2)]

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成14年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則 [平成14年5月30日関東信越厚生局長届出(平成14年日赤厚基第151号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 [平成15年3月24日厚生労働省発令第0324537号認可(平成14年日赤厚基第252号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成14年9月18日から適用する。

(不足額の一括徴収の経過措置)

第2条 当分の間、第104条の2第1項中「最低積立基準額」とあるのは「最低責任準備金の額」とする。

附 則 [平成14年10月16日関東信越厚生局長届出(平成14年日赤厚基第271号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則 [平成14年11月1日関東信越厚生局長届出(平成14年日赤厚基第276号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成14年10月26日から適用する。

附 則 [平成15年2月27日関東信越厚生局長届出(平成15年日赤厚基第58号)]

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 [平成15年8月11日厚生労働省発年 第0811007号認可(平成15年日赤厚基第58号の
2)]

この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年4月1日施行)

[平成15年4月14日厚生労働省発年 第0414017号認可(平成15年日赤厚基第59号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成15年4月1日前の各月に係る標準給与については、なお従前の例による。

- 2 第47条の規定にかかわらず、平成15年4月1日における加入員の報酬標準給与の月額は、同日前にこの規約による変更前の規約に基づき決定又は改定した同年3月における標準給与の月額を用いる。ただし、同年4月から変更前の規約第49条の規定に基づき改定する場合は、同条の規定に基づき改定された額を報酬標準給与の月額とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成15年4月1日前において、この規約による変更前の規約に基づき第1種退職年金又は第2種退職年金(以下「退職年金等」という。)の給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者の給付については、なお従前の例による。

- 2 加入員期間の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である者(次項に規定する者を除く。)が退職年金等の受給権を取得した場合にその者に支給する退職年金等のうち、基本年金額は、第55条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間について、この規約によ

る変更前の規約により算定した基本年金額

(2) 平成15年4月1日以降の加入員期間について、第55条第1項の規定により算定した基本年金額

3 平成15年4月1日前において、この規約による変更前の規約による受給権を取得した者であって、平成15年4月1日以降の加入員期間を有する者に係る給付のうち、基本年金額は、第55条第1項及び前2項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本年金額

(2) 平成15年4月1日以降の加入員期間について、第55条第1項の規定により算定した基本年金額

4 前2項のいずれかに該当する者が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合に、当該者に支給する退職年金等のうち基本年金額は、当該各項の規定に基づき算定した基本年金額から当該基本年金に第55条第3項に規定する減額率を乗じて得た額を控除した額とする。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成15年3月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第5条 附則第3条第2項又は第3項に該当する者であって、第99条の2に定める基準日現在この基金の加入員である者の基本部分の最低保全給付は、同条第2項第2号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付を合算した給付とする。

(1) 平成15年4月1日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した年金たる給付

(2) 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の平成15年4月1日以降の加入員期間について算定した年金たる給付に、

次に掲げる按分率を乗じて得た給付

$$\text{按分率} = A / B$$

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合における、
平成15年4月1日以降の加入員期間の月数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合における、
平成15年4月1日以降の加入員期間の月数

附 則 [平成15年4月24日関東信越厚生局発第0424056号認可(平成15年日赤厚基第103号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則 [平成15年9月2日関東信越厚生局長届出(平成15年日赤厚基第270号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。ただし、日本赤十字社茨城県支部乳児院については、平成15年2月21日から適用する。

附 則 [平成15年10月7日関東信越厚生局長届出(平成15年日赤厚基第285号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成15年9月1日から適用する。

附 則 [平成15年10月7日関東信越厚生局長届出(平成15年日赤厚基第317号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附 則 [平成15年11月21日関東信越厚生局長届出(平成15年日赤厚基第366号)]

この規約は、平成15年11月25日から施行する。ただし、山梨赤十字病院については、平成15年11月15日から適用する。

附 則 [平成16年4月27日関東信越厚生局長届出(平成16年日赤厚基第103号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 [平成16年7月2日関東信越厚生局発第0702009号認可(平成16年日赤厚基第154号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 [平成16年10月15日関東信越厚生局長届出(平成16年日赤厚基第283号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則 [平成16年11月22日関東信越厚生局長届出(平成16年日赤厚基第320号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

附 則 [平成17年2月28日厚生労働大臣届出(平成17年日赤厚基第49号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成17年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則 [平成17年2月28日関東信越厚生局長届出(平成17年日赤厚基第49号の3)]

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 [平成17年4月28日関東信越厚生局長届出(平成17年日赤厚基第130号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。ただし、小野田赤十字病院については、平成17年3月22

日から適用する。

附 則 [平成17年5月26日厚生労働省発年 第0526058号認可(平成17年日赤厚基第49号の2)]

この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 [平成17年6月29日関東信越厚生局長届出(平成17年日赤厚基第187号)]

この規約は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 [平成17年10月21日関東信越厚生局長届出(平成17年日赤厚基第278号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則 [平成17年11月2日関東信越厚生局長届出(平成17年日赤厚基第285号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 [平成17年11月21日関東信越厚生局長届出(平成17年日赤厚基第300号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則 [平成18年1月11日厚生労働省発年 第0111030号認可(平成17年日赤厚基第48号の2)]

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(報酬標準給与の月額に関する経過措置)

第2条 第49条の規定にかかわらず、法第23条の2の規定は、平成17年4月1日以後に終了した育児休業等について適用する。

2 この規約による変更後の基金規約第55条の規定は、平成17年4月1日以後の報酬標準給与の月額について適用する。

(育児休業期間中の加入員の特例に関する経過措置)

第3条 平成17年4月1日前に、この規約による変更前の基金規約第87条の2の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2 平成17年4月1日前に育児休業等を開始した者（前項に該当する者を除く。）については、その育児休業等を開始した日を平成17年4月1日とみなして、変更後の基金規約第87条の2の規定を適用する。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成17年3月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 [平成18年1月26日厚生労働省発年第0126107号認可(平成17年日赤厚基第48号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 [平成18年4月26日関東信越厚生局長届出(平成18年日赤厚基第136号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、津久井赤十字病院については同年3月20日から、原町赤十字病院及び筑前山田赤十字病院については同年3月27日から、それぞれ適用する。

附 則 [平成18年12月22日厚生労働省発年第1222051号認可(平成18年日赤厚基第229号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(適用日前の中途脱退者に係る経過措置)

第2条 この規約による変更前の規約第74条に規定する中途脱退者（平成17年9月30日までに加入員の資格を喪失した者に限る。）の取り扱いについては、なお従前の例による。

（適用日前の再加入者に係る経過措置）

第3条 この規約による変更前の規約第79条に規定する再加入者（平成17年9月30日までに加入員の資格を取得した者に限る。）の取り扱いについては、なお従前の例による。

（適用日以降に再び加入員の資格を取得した者に係る特例）

第4条 適用日から認可の日までに再びこの基金の加入員の資格を取得した連合会移換者は、第79条第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する連合会からこの基金への第2種退職年金の支給に関する義務の移転を申し出ることができる。

2 適用日から認可の日までに再びこの基金の加入員の資格を取得した連合会移換者は、第80条第2項の規定にかかわらず、同条第1項に規定する連合会からこの基金への年金給付等積立金の移換を申し出ることができる。

3 前2項の申出は平成19年3月30日までに行わなければならない。

附 則 [平成19年1月26日関東信越厚生局長届出(平成19年日赤厚基第21号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 [平成19年4月24日厚生労働省発年 第0424008号認可(平成19年日赤厚基第60号)]

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（掛金に関する経過措置）

第2条 平成19年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附 則 [平成19年4月25日関東信越厚生局長届出(平成19年日赤厚基第158号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 [平成19年10月26日関東信越厚生局長届出(平成19年日赤厚基第342号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。ただし、東京都赤十字血液センターについては、平成18年8月1日から適用する。

附 則 [平成19年11月16日厚生労働省発令第1116002号認可(平成19年日赤厚基第115号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第91条の2の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(厚生年金の離婚時分割に伴う年金額の変更に関する経過措置)

第2条 法第78条の6第1項及び第2項の規定により標準報酬の改定が行われたときであって、改正後の規約第55条第2項に定める法第78条の2第1項に規定する対象期間のうちこの基金の加入員であった期間(以下「減額対象期間」という。)の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である場合の減額相当額は、改正後の規約第55条第2項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 減額対象期間のうち平成15年4月1日以後法附則第32条第1項の認可の日の前日以前の期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合を乗じた額及び改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の5.481(別表第11の左欄に掲げる者

については、同表の中欄のように読み替えるものとする。)を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

- (2) 減額対象期間のうち平成15年4月1日前の期間について、改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に改定割合を乗じた額の総額を当該対象期間の月数で除した額に1,000分の7.125(別表第11の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)を乗じた額に当該期間の月数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止に関する経過措置)

第3条 改正後の規約において、第55条第4項、第63条の3及び第67条の3の規定は、平成19年4月1日前において老齢厚生年金の受給権を有する者については、適用しない。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止を行う場合の基本年金額に関する経過措置)

第4条 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者が法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの請求をしたときであって、当該受給権者の老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの加入員であった期間の全部又は一部が平成15年4月1日前の期間である場合は、改正後の規約第55条第4項中「第1項及び第2項の規定」とあるのを「第1項、第2項及び日本赤十字社厚生年金基金規約の一部を変更する規約(平成15年4月1日施行)附則第3条の規定」と読み替えて適用するものとする。

(70歳以上の在職者に係る支給停止に関する経過措置)

第5条 第63条第7項の規定は、平成19年4月1日前において70歳以上の者及び平成14年4月1日において第1種退職年金及び第2種退職年金の受給権を有する者については、適用しない。

附 則 [平成19年11月30日関東信越厚生局長届出(平成19年日赤厚基371第号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成19年9月30日から適用する。

附 則 [平成19年12月14日関東信越厚生局長届出(平成19年日赤厚基391第号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則 [平成20年1月24日関東信越厚生局長届出(平成20年日赤厚基第15号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則 [平成20年5月16日関東信越厚生局長届出(平成20年日赤厚基第156号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成20年5月1日から適用する。

附 則 [平成20年6月13日厚生労働省発年0613006号認可(平成20年日赤厚基第58号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 [平成20年9月30日関東信越厚生局長届出(平成20年日赤厚基第285号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則 [平成20年9月30日関東信越厚生局長届出(平成20年日赤厚基第290号)]

この規約は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 [平成21年5月22日関東信越厚生局長届出(平成21年日赤厚基第164号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。ただし、日本赤十字社熊本県支部、日本赤十字社熊本健康管

理センター、熊本赤十字病院及び熊本県赤十字血液センターについては平成9年2月24日から、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県赤十字血液センターについては平成19年4月1日から適用する。

附 則 [平成22年4月21日関東信越厚生局長届出(平成22年日赤厚基第125号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 [平成22年8月5日関東信越厚生局長届出(平成22年日赤厚基第256号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

附 則 [平成22年10月26日関東信越厚生局長届出(平成22年日赤厚基第342号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則 [平成23年6月9日厚生労働省発年0609第22号認可(平成23年日赤厚基第69号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成23年3月以前の月にかかる掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則 [平成24年1月13日関東信越厚生局長届出(平成24年日赤厚基第4号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

附 則 [平成24年2月23日厚生労働省発年0223第4号認可(平成24年日赤厚基第27号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平均加算給与月額に関する経過措置）

第2条 第52条第1項の規定にかかわらず、加算適用加入員期間のうち施行日以後の期間が36月未満の者の平均加算給与月額は、加算適用加入員でなくなったときの加算給与の月額とする。ただし、施行日以後に新たに加算適用加入員となった者を除く。

（経過措置者の給付に関する経過措置）

第3条 施行日前日に57歳以上の加算適用加入員であり、かつ、施行日翌日から平成29年4月1日までに、加算適用加入員期間が20年以上で加算適用加入員の資格を喪失したもの（以下「経過措置者」という。）にあっては、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、5年を経過するまでの間、加算年金額に次に掲げる経過措置加算年金額を加算する。

経過措置加算年金額

次のア及びイを合算して得た額

ア 平均加算給与月額に加算適用加入員期間の月数を乗じて得た額に1,000分の2.25を乗じて得た額に250,000円を乗じて得た額を平均加算給与月額で除して得た額

イ 37円に加算適用加入員期間の月数を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、経過措置者のうち附則（平成4年10月1日施行）第8条に該当するものの経過措置加算年金額は、次のア及びイを合算して得た額とする。

ア 前項アの額に、平均加算給与月額に昭和49年10月1日以前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間の月数を乗じて得た額に2,000分の2.25を乗じて得た額に250,000円を乗じて得た額を平均加算給与月額で除して得た額を加えて得た額。ただし、前項アの額の計算の基礎となる加算適用加入員期間の月数には、昭和49年10月1日以前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び

抑留等期間の月数は含まず、当該金額には、第8項の規定を適用しない。

イ 前項イの額に、37円に昭和49年10月1日前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間の月数を乗じて得た額の2分の1に相当する額を加えて得た額。ただし、前項イの額の計算の基礎となる加算適用加入員期間の月数には、昭和49年10月1日前の過去勤務期間、戦地衛生勤務期間及び抑留等期間の月数は含まず、当該金額には、第8項の規定を適用しない。

3 経過措置者が死亡したときは、遺族一時金の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する額を加算する。ただし、第2号に該当する場合にあっては、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、5年に限る。

(1) 加算適用加入員の資格を喪失する事由が死亡による場合又は第68条第3号に該当する場合

第1項ア及びイ又は第2項ア及びイに掲げる額を合算して得た額に、死亡時の年齢に応じ附則別表第1に定める率を乗じて得た額

(2) 第1種退職年金のうち、経過措置加算年金額に相当する部分が支給されていた場合

第1種退職年金の額のうち、経過措置加算年金額に相当する額に、支給済期間に応じ附則別表第2に定める率を乗じて得た額

4 経過措置者が選択一時金の支給を申し出たときは、選択一時金の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する額を加算する。ただし、第2号に該当する場合にあっては、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、5年に限る。

(1) 附則（平成4年10月1日施行）第10条第1号に該当する場合

第1項ア及びイ又は第2項ア及びイに掲げる額を合算して得た額に、選択時の年齢に応じ附則別表第1に定める率を乗じて得た額

(2) 附則（平成4年10月1日施行）第10条第2号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち、経過措置加算年金額に相当する額に、第1種退職年金のうち、支給済期間に応じ附則別表第2に定める率を乗じて得た額

5 経過措置者が減額退職年金の支給を希望したときは、減額退職年金の加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、5年を経過するまでの間、減額退職年金額に次に掲げる経過措置減額加算年金額を加算する。

経過措置減額加算年金額

第1項ア及びイ又は第2項ア及びイに掲げる額を合算して得た額に、減額退職年金の選択時の年齢に応じ別表第8-2に定める率を乗じて得た額

6 減額退職年金の受給権者である経過措置者が、減額退職年金の加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、5年を経過するまでの間に死亡したときは、遺族一時金の額に、次に掲げる額を加算する。

減額退職年金のうち、経過措置減額加算年金額に相当する額に、経過措置減額加算年金額に相当する部分の支給済期間に応じ附則別表第2に定める率を乗じて得た額

7 減額退職年金の受給権者である経過措置者が、減額退職年金の加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、5年を経過するまでの間に選択一時金の支給を申し出たときは、選択一時金の額に、次に掲げる額を加算する。

減額加算年金額のうち、経過措置減額加算年金額に相当する額に、経過措置減額加算年金額に相当する部分の支給済期間に応じ附則別表第2に定める率を乗じて得た額

8 第1項ア及びイ、第2項ア及びイ、第3項各号、第4項各号、第6項、第7項に掲げる額並びに経過措置減額加算年金額のそれぞれについて100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

9 第3項各号、第4項各号、第6項及び第7項において、死亡時の年齢に1歳未満（月単位）の端数がある場合又は支給済期間に1年未満（月単位）の端数がある場合における額は、附則別表第1又は附則別表第2に掲げる算式によって算出した率を用いて、第3項各号、第4項各号、第6項又は第7項の規定に基づき算定した額とする。

（経過措置再加入者の給付に関する経過措置）

第4条 施行日以前に加算適用加入員の資格を喪失した後、施行日までの間に再び加算適用加入員となることなく、施行日以後に再加入者（第45条第5項の規定に基づき、加算適用加入員の資格を喪失した後、再びその資格を取得した者で、前後の加算適用加入員期間を合算したものをいう。以下同じ。）となったもの（施行日に加算適用加入員の資格を喪失し、同日に再び加算適用加入員となったものを含む。以下「経過措置再加入者」という。）に係る加算年金額又は脱退一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する額とする。

(1) 経過措置再加入者となる前に、第55条第5項第1号に該当する者であった場合

次のア及びイに掲げる額のうち、高い方の額を加算年金額とする。

ア 施行日以後に再加入者にならなかったとして、この規約による変更前の規約（以下「変更前規約」という。）第55条第5項第1号の規定により算定される加算年金額

イ この規約による変更後の規約（以下「変更後規約」という。）第55条第5項第1号の規定により算定される加算年金額

- (2) 経過措置再加入者となる前に、加算適用加入員期間が15年以上で第55条第5項第2号に該当する者であった場合

次のア及びイに掲げる額のうち、高い方の額を加算年金額とする。

ア 施行日以後に再加入者にならなかつたとして、変更前規約第55条第5項第2号の規定により算定される加算年金額

イ 変更後規約第55条第5項の規定により算定される加算年金額

- (3) 経過措置再加入者となる前に、加算適用加入員期間が15年未満であったもの

次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに規定する額を加算年金額又は脱退一時金額とする。

ア 経過措置再加入者が第55条第5項第1号又は第2号に該当して加算適用加入員でなくなつたとき

次の（ア）及び（イ）に掲げる額のうち高い方の額を加算年金額とし、（ア）の額が高い場合にあっては、10年保証終身年金として支給する。

（ア） 施行日以後に再加入者にならなかつたとして、変更前規約第72条の規定により算定される脱退一時金の額（経過措置再加入者となることにより年金給付等積立金が移換された者にあつては、当該脱退一時金の額と当該年金給付等積立金の額のうち高い方の額）を7.745（利率年5.5パーセントの10年確定年金現価率）で除して得た額

（イ） 変更後規約第55条第5項の規定により算定される加算年金額

イ 経過措置再加入者が、加算適用加入員期間15年未満で加算適用加入員でなくなつたとき

次の（ア）及び（イ）に掲げる額のうち高い方の額を脱退一時金の額とする。

(ア) 施行日以後に再加入者にならなかったとして、変更前規約第72条の規定により算定される脱退一時金の額
(経過措置再加入者となることにより年金給付等積立金
が移換された者にあつては、当該脱退一時金の額と当該
年金給付等積立金の額のうち高い方の額)

(イ) 変更後規約第72条の規定により算定される脱退一時
金の額

2 経過措置再加入者のうち、加算適用加入員の資格を喪失する事
由が死亡によるものに係る遺族一時金の額は、次の各号に掲げる
区分に応じて当該各号に規定する額とする。

(1) 第68条第1号に該当する場合

次のア及びイに掲げる額のうち高い方の額

ア 施行日以後に再加入者にならなかったとして、変更前規約
第69条第1項第1号の規定により算定される額

イ 変更後規約第69条第1項第1号の規定により算定される
額

(2) 第68条第2号に該当する場合

次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに規定す
る額

ア 経過措置再加入者となる前に、加算適用加入員期間が15
年以上であったもの

次の(ア)及び(イ)に掲げる額のうち高い方の額

(ア) 施行日以後に再加入者にならなかったとして、変更前
規約第69条第1項第2号の規定により算定される額

(イ) 変更後規約第69条第1項2号の規定により算定され
る額

イ ア以外のもの

次の(ア)及び(イ)に掲げる額のうち高い方の額

(ア) 施行日以後に再加入者にならなかったとして、変更前
規約第69条第1項第1号の規定により算定される遺族

一時金の額（経過措置再加入者となることにより年金給付等積立金が移換された者にあつては、当該遺族一時金の額と当該年金給付等積立金の額のうち高い方の額）を7.745（利率年5.5パーセントの10年確定年金現価率）で除して得た額に、死亡時の年齢に応じ変更前規約別表第6に定める率（死亡時の年齢に1歳未満（月単位）の端数がある場合においては、変更前規約別表第6に掲げる算式によって算出した率）を乗じて得た額

(イ) 変更後規約第69条第1項第2号の規定により算定される遺族一時金の額

3 経過措置再加入者のうち、加算適用加入員の資格を喪失する事由が死亡以外の事由によるもので、第1項第1号ア、第2号ア又は第3号ア（ア）の額（以下「再加入前金額」という。）が支給されるもの（以下「再加入前金額支給者」という。）が死亡したときに支給される遺族一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に規定する額とする。

(1) 第68条第3号又は第5号に該当する場合

変更前規約第69条第1項第2号及び第4号中「第55条第5項の規定により計算された額」を「再加入前金額」と読み替えて、同号及び同条第2項の規定により算定される額

(2) 第68条第4号に該当する場合

変更前規約第69条第1項第3号及び同条第2項の規定により算定される額

4 再加入前金額支給者が選択一時金の支給を申し出た時の選択一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に規定する額とする。

(1) 附則（平成4年10月1日施行）第10条第1項第1号に該当する場合

変更前規約附則（平成4年10月1日施行）第11条第1項第1号中「第55条第5項第1号又は第2号及び第6項の規定

により計算された額」を「再加入前金額」と読み替えて、同号及び同条第2項の規定により算定される額

(2) 附則（平成4年10月1日施行）第10条第1項第2号に該当する場合

変更前規約附則（平成4年10月1日施行）第11条第1項第2号及び同条第2項の規定により算定される額

5 再加入前金額支給者が附則（平成4年10月1日施行）第14条の規定に基づき減額退職年金の支給を希望したときの減額退職年金の額、当該者が支給済期間が10年に達する前に死亡したときの遺族一時金の額又は当該者が支給済期間が10年に達する前に一時金の選択を申し出たときの選択一時金の額は、次に掲げる額とする。

変更前規約附則（平成4年10月1日施行）第14条第2項中「第55条第5項の規定により計算された加算年金額」を「再加入前金額」と、「別表第8」（変更前規約別表第8をいう。）を「附則別表第3」と読み替えて、同条第2項から第8項までの規定により算定される額

（給付に関する経過措置）

第5条 施行日以前に加算適用加入員の資格を喪失した後、施行日以後も加算適用加入員でないもの（施行日に加算適用加入員の資格を喪失したものを含む。）の加算年金、遺族一時金、選択一時金及び減額退職年金に係る給付は、変更前規約を適用する。ただし、前条又は第3項の規定が適用された者を除く。

2 平成24年3月以前の月に係る日本赤十字社厚生年金基金の規約に係る給付であって、施行日においてまだ給付していないものについては、なお従前の例による。ただし、前条の規定及び前項の規定が適用された者を除く。

3 施行日において第一種退職年金の受給権者、かつ、加算適用加入員であるものが加算適用加入員の資格を喪失したときは、その翌月から支給する加算年金額は、次の各号に掲げる額のうちいず

れか高い額とする。

(1) 加算適用加入員でなくなる前の加算年金額

(2) 第55条第5項の規定により算定される加算年金額

(掛金に関する経過措置)

第6条 平成24年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

附則別表第1

遺族一時金乗率表
選択一時金乗率表

年 齢	乗 率
歳	
57	3.868
58	4.003
59	4.144
60	4.289
61	4.439
62以上	4.594

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算するものとし、小数点以下第4位を四捨五入するものとする。

$$X \text{ 歳 } Y \text{ か月の乗率} = X \text{ 歳の乗率} + \{(X+1) \text{ 歳の乗率} - X \text{ 歳の乗率}\} \times Y / 12$$

附則別表第2

支給済期間別乗率表

支給済期間	乗 率
年	
0	4.594
1	3.737
2	2.851
3	1.933
4	0.983
5	0.000

(注) 支給済期間に1年未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算するものとし、小数点以下第4位を四捨五入するものとする。

$$A \text{ 年 } B \text{ か月の乗率} = A \text{ 年の乗率} + \{(A+1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率}\} \times B / 12$$

附則別表第3

減額退職年金の支給乗率表

選択時年齢	乗率
55 歳	0.606
56	0.649
57	0.696
58	0.747
59	0.803
60	0.863
61	0.928

附 則 [平成24年6月1日関東信越厚生局長届出(平成24年日赤厚基第226号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 [平成24年6月25日関東信越厚生局長届出(平成24年日赤厚基第246号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成23年11月30日から適用する。

附 則 [平成24年7月23日関東信越厚生局長届出(平成24年日赤厚基第254号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。ただし、那須赤十字病院については、平成24年7月1日から適用する。

附 則 [平成24年7月24日関厚発0724第18号認可(平成24年日赤厚基第273号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 [平成25年3月18日関厚発0318第35号認可(平成25年日赤厚基第88号)]

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 [平成25年3月29日厚生労働省発年0329第42号認可(平成25年日赤厚基第90号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成25年2月22日から適用する。

附 則 [平成25年4月12日関東信越厚生局長届出(平成25年日赤厚基第170号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 [平成25年4月23日厚生労働省発年0423第11号認可(平成25年日赤厚基第89号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成25年2月22日から適用する。

附 則 [平成25年10月18日厚生労働省発年1018第12号認可(平成25年日赤厚基第416号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 [平成26年5月12日関東信越厚生局長届出(平成26年日赤厚基第172号)]

この規約は、届出の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 [平成26年9月5日関東信越厚生局長届出(平成26年日赤厚基第298号)]

この規約は、届出の日から施行する。

附 則 [平成26年10月31日厚生労働省発年1031第41号認可(平成26年日赤厚基第168号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成26年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(産前産後休業にかかる標準給与の決定及び改定に関する経過措置)

第2条 第49条の規定にかかわらず、法第23条の3の規定は、適用日以後に終了した産前産後休業について適用する。

2 第49条の規定にかかわらず、法第26条の規定は、適用日以後の標準給与について適用する。

(連合会に関する経過措置)

第3条 第57条の2に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の成立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

(未支給の給付に関する経過措置)

第4条 この規約による変更後の日本赤十字社厚生年金基金規約(以下「変更後の規約」という。)第58条の規定は、適用日以後に同条第1項に規定する受給権者が死亡した場合について適用する。

(適用日前の連合会移換者に関する経過措置)

第5条 この規約による変更前の日本赤十字社厚生年金基金規約(以下「変更前の規約」という。)第74条に規定する連合会移換者(適用日の前日までに加入員の資格を喪失した者に限る。)は、適用日に連合会移換者でなくなるものとする。

第6条から第9条まで 削除

(産前産後休業の期間中の加入員の特例)

第10条 適用日前に産前産後休業を開始した者については、適用日を、その産前産後休業を開始した日とみなして、変更後の規約

第 8 7 条の 2 及び第 8 9 条の規定を適用する。

附 則 [平成 26 年 11 月 27 日厚生労働省発年 1127 第 51 号認可(平成 26 年日赤厚基第 275 号)]
この規約は、認可の日から施行し、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 [平成 28 年 1 月 18 日関東信越厚生局長届出(平成 28 年日赤厚基第 10 号)]
この規約は、届出の日から施行し、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から適用する。

附 則 [平成 28 年 1 月 21 日厚生労働省発年 0121 第 44 号認可(平成 27 年日赤厚基第 401 号)]
(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

(年金額の改定に関する経過措置)

第 2 条 加入員である者が、平成 2 7 年 9 月末日にこの規約による変更前の規約第 4 2 条第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当した場合にあっては、この規約による変更後の規約第 5 7 条、第 6 1 条及び第 6 5 条の規定を適用するものとする。

附 則 [平成 28 年 2 月 22 日関東信越厚生局長届出(平成 28 年日赤厚基第 66 号)]
この規約は、届出の日から施行し、平成 2 8 年 1 月 1 8 日から適用する。

附 則 [平成 28 年 2 月 25 日厚生労働省発年 0225 第 11 号認可(平成 28 年日赤厚基第 27 号)]
(施行期日)

第 1 条 この規約は、法附則第 3 2 条第 1 項の認可の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(給付に関する経過措置)

第 2 条 施行日前において、この規約による変更前の日本赤十字社厚生年金基金規約(以下「変更前規約」という。)に基づく年金給付の受給権を有する者の施行日前の期間に係る給付については、なお従前の例による。

2 施行日前において、変更前規約による年金給付の受給権を取得した者であって、施行日以降の加入員期間を有する者に係る給付のうち、基本年金額は、第55条第1項又は第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 施行日前の加入員期間について、変更前規約により算定した基本年金額

(2) 施行日以降の加入員期間について、第55条第1項又は第2項の規定により算定した基本年金額

3 前項に該当する者が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合に、当該者に支給する基本年金額は、第55条第3項第1号に規定する額を前項の規定により算定した基本年金額として第55条第3項の規定により算定した額とする。

4 第2項に該当する者が法第44条の3の規定により老齢厚生年金の支給の繰下げを請求した場合に、当該者に支給する基本年金額は、第55条第4項第1号に規定する額を第2項の規定により算定した基本年金額として第55条第4項の規定により算定した額とする。

(給付に関する特例)

第3条 第1種退職年金、第2種退職年金又は減額退職年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合（当該各号に応じて次項各号に規定する額が零を上回る場合に限る。）に、当該基金の受給権者に支給する年金の額は、この規約による変更後の日本赤十字社厚生年金基金規約（以下「変更後規約」という。）に基づいて支給される年金の額に、次項に規定する額を加算した額とする。ただし、その者が次の各号のいずれにも該当しなくなったときには、本条を適用せず、該当しなくなった月の翌月から、年金額を改定する。

(1) 老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有しない場合

(2) 障害厚生年金の受給権を有する者であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部

の支給が停止されている場合

- (3) 遺族厚生年金の受給権を有する者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）による改正前の法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
 - (4) 遺族厚生年金の受給権を有する者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）による改正前の法第38条の2第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の2分の1に相当する額の停止が解除されている場合
 - (5) 法附則第7条の4、法附則第11条の5の規定により読み替えられた法附則第7条の4又は法附則第13条の6第3項の規定により読み替えられた法附則第7条の4の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
 - (6) 法附則第7条の5、法附則第11条の6又は法附則第13条の6の規定による高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金に係る老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部又は一部の支給が停止されている場合
 - (7) 厚生年金保険の被保険者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（以下「議員」という。）である場合
 - (8) 法第46条第1項に規定する70歳以上の使用される者である場合
- 2 第1種退職年金、第2種退職年金又は減額退職年金の受給権者が前項の各号のいずれかに該当する場合にその者の年金の額に加算する額は、次の各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号から第3号又は第5号に該当する場合
変更前規約に基づいて支給されることとなる年金の額から変更後規約に基づいて支給される年金の額を控除した額
 - (2) 前項第4号に該当する場合
前号に規定する額の2分の1の額
 - (3) 前項第6号に該当する場合
この基金から支給されることとなる高年齢雇用継続基本給付金又は高

年齢再就職給付金に係る老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の支給停止額相当額

(4) 前項第7号又は第8号に該当する場合

次のアに掲げる額からイ及びウに掲げる額の合計額を控除した額

ア 変更前規約に基づいて支給されることとなる年金の額

イ 変更後規約に基づいて支給される年金の額

ウ 施行日以降の加入員であった期間の平均標準給与の額の1,000分の5.481（別表第11の左欄に掲げる者については、同表の中欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に施行日以降の加入員期間の月数を乗じて得た額に、当該受給権者が支給を受けている老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額を当該受給権者が厚生年金保険の被保険者又は議員でなかったとした場合（前項第8号に該当する場合にあっては、同号に規定する使用される者でなかったとした場合）に支給されることとなる老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額で除して得た率を乗じて得た額

（掛金に関する経過措置）

第4条 施行日の属する月の前月までの月に係る掛金は、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

（従前基本年金額保証）

第5条 第1種退職年金、第2種退職年金又は減額退職年金の受給権を取得した者の基本年金額（以下「従前基本年金額」という。）が、施行日以後に第61条第3項若しくは第4項又は第65条第3項若しくは第4項の規定により改定された場合において、改定後の基本年金額が従前基本年金額を下回ることとなった場合の基本年金額は、従前基本年金額とする。

附 則 [平成28年3月14日関東信越厚生局長届出（平成28年日赤厚基第91号）]

この規約は、届出の日から施行し、平成28年1月4日から適用する。

附 則 [平成28年3月14日関東信越厚生局長届出（平成28年日赤厚基第98号）]

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年3月30日厚生労働省発年0330第33号認可(平成28年日赤厚基第73号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、法附則第32条第1項の認可の日から施行する。

(前納する額)

第2条 この基金は、第104条の3の規定により、政府に240,000,000円を前納する。

附 則 [平成28年5月2日厚生労働省発年0502第13号認可(平成28年日赤厚基第80号)]

この規約は、認可の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 [平成28年5月31日厚生労働省発年0531第13号認可(平成28年日赤厚基第129号)]

この規約は、法附則第32条第1項の認可の日から施行する。

附 則 [平成28年11月30日関東信越厚生局長届出(平成28年日赤厚基第479号)]

(施行期日)

第1条 この規約は、届出の日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成28年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって、平成28年9月の報酬標準給与の月額が98,000円であるもの(当該報酬標準給与の月額の基礎となった報酬の月額が93,000円以上であるものを除く。)の報酬標準給与は、当該報酬標準給与の月額の基礎となった報酬の月額を公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により報酬標準給与の基礎となる報酬月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改正された報酬標準給与は、平成28年10月から

平成29年8月までの各月の報酬標準給与とする。

附 則 [平成28年12月27日関厚発1227第78号認可(平成28年日赤厚基第517号)]
この規約は、認可の日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則 [平成29年1月25日関厚発0125第73号認可(平成29年日赤厚基第14号)]
この規約は、認可の日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則 [平成29年9月11日関東信越厚生局長届出(平成29年日赤厚基第335号)]
この規約は、届出の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 [平成30年4月17日厚生労働省発年0417第14号認可(平成30年日赤厚基第147号)]
この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 [平成30年5月16日関東信越厚生局長届出(平成30年日赤厚基第237号)]
この規約は、届出の日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

別表第1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
日 本 赤 十 字 社	東京都港区
日 本 赤 十 字 社 北 海 道 支 部	北海道札幌市中央区
日 本 赤 十 字 社 小 樽 保 育 所	北海道小樽市
日 本 赤 十 字 社 釧 路 さ か え 保 育 園	北海道釧路市
日 本 赤 十 字 社 青 森 県 支 部	青森県青森市
日本赤十字社青森県支部受託青森県立はまなす医療療育センター	青森県八戸市
日 本 赤 十 字 社 岩 手 県 支 部	岩手県盛岡市
日 赤 岩 手 乳 児 院	岩手県盛岡市
特別養護老人ホーム日赤鶯鳴荘	岩手県岩手郡雫石町
日 本 赤 十 字 社 宮 城 県 支 部	宮城県仙台市青葉区
日 本 赤 十 字 社 秋 田 県 支 部	秋田県秋田市
秋 田 赤 十 字 乳 児 院	秋田県秋田市
日 本 赤 十 字 社 山 形 県 支 部	山形県山形市
日 本 赤 十 字 社 福 島 県 支 部	福島県福島市
日 本 赤 十 字 社 茨 城 県 支 部	茨城県水戸市小吹町
日 本 赤 十 字 社 茨 城 県 支 部 乳 児 院	茨城県水戸市小吹町
日 本 赤 十 字 社 栃 木 県 支 部	栃木県宇都宮市
日 本 赤 十 字 社 群 馬 県 支 部	群馬県前橋市
日 本 赤 十 字 社 埼 玉 県 支 部	埼玉県さいたま市浦和区
日本赤十字社埼玉県支部 特別養護老人ホーム小川ひなた荘	埼玉県比企郡小川町
日 本 赤 十 字 社 千 葉 県 支 部	千葉県千葉市中央区
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	東京都新宿区
日 本 赤 十 字 社 神 奈 川 県 支 部	神奈川県横浜市中区
神 奈 川 県 ラ イ ト セ ン タ ー	神奈川県横浜市旭区
日 本 赤 十 字 社 新 潟 県 支 部	新潟県新潟市中央区関屋下川原町
日 本 赤 十 字 社 富 山 県 支 部	富山県富山市

別表第1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
日本赤十字社石川県支部	石川県金沢市鞍月東
日本赤十字社福井県支部	福井県福井市
日本赤十字社山梨県支部	山梨県甲府市
日本赤十字社長野県支部	長野県長野市南県町
日本赤十字社長野県支部 松本赤十字乳児院	長野県松本市
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜県岐阜市茜部中島
日本赤十字社静岡県支部	静岡県静岡市
日本赤十字社愛知県支部	愛知県名古屋市東区
日本赤十字社三重県支部	三重県津市
日本赤十字社滋賀県支部	滋賀県大津市
日本赤十字社京都府支部	京都府京都市東山区
日本赤十字社大阪府支部	大阪府大阪府中央区大手前2丁目
日本赤十字社兵庫県支部	兵庫県神戸市中央区
日本赤十字社奈良県支部	奈良県奈良市
日本赤十字社和歌山県支部	和歌山県和歌山市吹上
日本赤十字社鳥取県支部	鳥取県鳥取市
日本赤十字社島根県支部	島根県松江市
日本赤十字社岡山県支部	岡山県岡山市北区丸の内
日本赤十字社広島県支部	広島県広島市中区
日本赤十字社山口県支部	山口県山口市
日本赤十字社徳島県支部	徳島県徳島市庄町
徳島赤十字乳児院	徳島県小松島市
徳島赤十字ひのみね総合療育センター	徳島県小松島市
日本赤十字社香川県支部	香川県高松市番町
日本赤十字社愛媛県支部	愛媛県松山市岩崎町
日本赤十字社高知県支部	高知県高知市丸の内

別表第 1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
日本赤十字社福岡県支部	福岡県福岡市南区
日本赤十字社福岡県支部 特別養護老人ホーム大寿園	福岡県福岡市西区
日本赤十字社佐賀県支部	佐賀県佐賀市
日本赤十字社長崎県支部	長崎県長崎市魚の町
日本赤十字社熊本県支部	熊本県熊本市東区
日本赤十字社熊本健康管理センター	熊本県熊本市東区
日本赤十字社大分県支部	大分県大分市
日本赤十字社宮崎県支部	宮崎県宮崎市
日本赤十字社鹿児島県支部	鹿児島県鹿児島市鴨池新町
日本赤十字社鹿児島県支部 特別養護老人ホーム錦江園	鹿児島県鹿児島市平川町
日本赤十字社沖縄県支部	沖縄県那覇市
日本赤十字社医療センター	東京都渋谷区
諏訪赤十字病院	長野県諏訪市
旭川赤十字病院	北海道旭川市
伊達赤十字病院	北海道伊達市
総合病院 釧路赤十字病院	北海道釧路市
北見赤十字病院	北海道北見市
栗山赤十字病院	北海道夕張郡栗山町
総合病院・浦河赤十字病院	北海道浦河郡浦河町
小清水赤十字病院	北海道斜里郡小清水町
置戸赤十字病院	北海道常呂郡置戸町
函館赤十字病院	北海道函館市
日本赤十字社清水赤十字病院	北海道上川郡清水町
八戸赤十字病院	青森県八戸市
盛岡赤十字病院	岩手県盛岡市
総合病院 仙台赤十字病院	宮城県仙台市太白区

別表第1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
石 卷 赤 十 字 病 院	宮城県石巻市
秋 田 赤 十 字 病 院	秋田県秋田市
総 合 病 院 福 島 赤 十 字 病 院	福島県福島市
水 戸 赤 十 字 病 院	茨城県水戸市三の丸
古 河 赤 十 字 病 院	茨城県古河市
芳 賀 赤 十 字 病 院	栃木県真岡市
那 須 赤 十 字 病 院	栃木県大田原市
足 利 赤 十 字 病 院	栃木県足利市
前 橋 赤 十 字 病 院	群馬県前橋市
原 町 赤 十 字 病 院	群馬県吾妻郡東吾妻町
さ い た ま 赤 十 字 病 院	埼玉県さいたま市中央区
特 殊 法 人 小 川 赤 十 字 病 院	埼玉県比企郡小川町
深 谷 赤 十 字 病 院	埼玉県深谷市
成 田 赤 十 字 病 院	千葉県成田市
武 蔵 野 赤 十 字 病 院	東京都武蔵野市
大 森 赤 十 字 病 院	東京都大田区中央
葛 飾 赤 十 字 産 院	東京都葛飾区
横 浜 市 立 み な と 赤 十 字 病 院	神奈川県横浜市中区
秦 野 赤 十 字 病 院	神奈川県秦野市
相 模 原 赤 十 字 病 院	神奈川県相模原市緑区
長 岡 赤 十 字 病 院	新潟県長岡市
富 山 赤 十 字 病 院	富山県富山市
金 沢 赤 十 字 病 院	石川県金沢市三馬
福 井 赤 十 字 病 院	福井県福井市
山 梨 赤 十 字 病 院	山梨県南都留郡富士河口湖町
長 野 赤 十 字 病 院	長野県長野市若里

別表第1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
安曇野赤十字病院	長野県安曇野市豊科
川西赤十字病院	長野県佐久市望月
下伊那赤十字病院	長野県下伊那郡松川町
飯山赤十字病院	長野県飯山市
高山赤十字病院	岐阜県高山市
岐阜赤十字病院	岐阜県岐阜市岩倉町
総合病院静岡赤十字病院	静岡県静岡市
浜松赤十字病院	静岡県浜松市浜北区小林
伊豆赤十字病院	静岡県伊豆市
引佐赤十字病院	静岡県浜松市北区引佐町
裾野赤十字病院	静岡県裾野市
名古屋第一赤十字病院	愛知県名古屋市中村区
名古屋第二赤十字病院	愛知県名古屋市昭和区
伊勢赤十字病院	三重県伊勢市
大津赤十字病院	滋賀県大津市
長浜赤十字病院	滋賀県長浜市
京都第一赤十字病院	京都府京都市東山区
京都第二赤十字病院	京都府京都市上京区
舞鶴赤十字病院	京都府舞鶴市
大阪赤十字病院	大阪府大阪市天王寺区
高槻赤十字病院	大阪府高槻市
姫路赤十字病院	兵庫県姫路市
柏原赤十字病院	兵庫県丹波市
多可赤十字病院	兵庫県多可郡多可町
神戸赤十字病院	兵庫県神戸市中央区
日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山県和歌山市小松原通

別表第1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
鳥 取 赤 十 字 病 院	鳥取県鳥取市
総 合 病 院 松 江 赤 十 字 病 院	島根県松江市
松 江 赤 十 字 乳 児 院	島根県松江市
益 田 赤 十 字 病 院	島根県益田市
岡 山 赤 十 字 病 院	岡山県岡山市北区青江
岡 山 赤 十 字 病 院 玉 野 分 院	岡山県玉野市
広 島 赤 十 字 ・ 原 爆 病 院	広島県広島市中区
庄 原 赤 十 字 病 院	広島県庄原市
三 原 赤 十 字 病 院	広島県三原市
総 合 病 院 山 口 赤 十 字 病 院	山口県山口市
小 野 田 赤 十 字 病 院	山口県山陽小野田市
徳 島 赤 十 字 病 院	徳島県小松島市
高 松 赤 十 字 病 院	香川県高松市番町
松 山 赤 十 字 病 院	愛媛県松山市文京町
高 知 赤 十 字 病 院	高知県高知市新本町
福 岡 赤 十 字 病 院	福岡県福岡市南区
今 津 赤 十 字 病 院	福岡県福岡市西区
嘉 麻 赤 十 字 病 院	福岡県嘉麻市
日 本 赤 十 字 社 唐 津 赤 十 字 病 院	佐賀県唐津市
日 本 赤 十 字 社 長 崎 原 爆 病 院	長崎県長崎市茂里町
熊 本 赤 十 字 病 院	熊本県熊本市東区
大 分 赤 十 字 病 院	大分県大分市
鹿 児 島 赤 十 字 病 院	鹿児島県鹿児島市平川町
沖 縄 赤 十 字 病 院	沖縄県那覇市
日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センター	東京都江東区
日 本 赤 十 字 社 厚 生 年 金 基 金	東京都港区

別表第 1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
日本赤十字社福岡県支部 特別養護老人ホームやすらぎの郷	福岡県糟屋郡志免町
日本赤十字社福岡県支部 特別養護老人ホーム豊寿園	福岡県北九州市門司区
日 赤 安 謝 福 祉 複 合 施 設	沖縄県那覇市安謝
日本赤十字社埼玉県支部 特別養護老人ホーム彩華園	埼玉県熊谷市
株 式 会 社 日 赤 サ ー ビ ス	東京都港区
株 式 会 社 日 赤 振 興 会	東京都港区
日本赤十字社医療センター 附属乳児院	東京都渋谷区
日本赤十字社北海道支部 点字図書センター	北海道札幌市中央区
日本赤十字社東京都支部 赤十字子供の家	東京都武蔵野市
日本赤十字社東京都支部 武蔵野赤十字保育園	東京都武蔵野市
富 山 県 立 乳 児 院	富山県富山市
日 本 赤 十 字 社 総 合 福 祉 セ ン タ ー	東京都渋谷区
日 本 赤 十 字 社 健 康 保 険 組 合	東京都港区

別表第2

基本年金額の生年月日別給付乗率表

昭和2年4月1日までに生まれた者	1000分の7.769
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.662
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.554
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.446
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.339
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.239
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.131
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.031
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.931
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.839
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.739
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.646
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.546
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.454
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.055
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.967
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.879
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.799
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.719
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.639
昭和21年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた男子及び 昭和21年4月2日から昭和33年4月1日までの間に生まれた女子	1000分の5.558
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた男子及び 昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた女子	1000分の5.565
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの間に生まれた男子及び 昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた女子	1000分の5.573
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた男子及び 昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた女子	1000分の5.581
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた男子及び 昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた女子	1000分の5.591

別表第3-1

加算年金給付率表

加算適用 加入員期間	給付率	
	加算適用時 22歳以上	加算適用時 22歳未満
年		
15	0.2791	0.3248
16	0.2931	0.3453
17	0.3073	0.3625
18	0.3220	0.3771
19	0.3375	0.3912
20	0.3533	0.4057
21	0.3701	0.4204
22	0.3882	0.4360
23	0.4070	0.4527
24	0.4269	0.4700
25	0.4473	0.4887
26	0.4679	0.5092
27	0.4895	0.5307
28	0.5114	0.5534
29	0.5336	0.5769
30	0.5563	0.6006
31	0.5796	0.6256
32	0.6031	0.6511
33	0.6273	0.6769
34	0.6521	0.7036
35	0.6763	0.7306
36	0.7018	0.7580
37	0.7281	0.7865
38	0.7550	0.8152
39	0.8251	0.8439
40	0.9012	0.8737
以上		

(注) 加算適用加入員期間に1年未満の端数月がある場合の給付率は、次の算式により計算するものとし、小数点以下第5位を四捨五入するものとする。

$$A \text{ 年 } B \text{ か月の給付率} = A \text{ 年の給付率} + \{ (A+1) \text{ 年の給付率} - A \text{ 年の給付率} \} \times B / 12$$

別表第3-2

加算年金給付率表

加算適用 加入員期間	給付率	
	加算適用時 22歳以上	加算適用時 22歳未満
年		
15	0.1395	0.1624
16	0.1465	0.1726
17	0.1537	0.1813
18	0.1610	0.1885
19	0.1687	0.1956
20	0.1767	0.2029
21	0.1850	0.2102
22	0.1941	0.2180
23	0.2035	0.2264
24	0.2135	0.2350
25	0.2236	0.2443
26	0.2339	0.2546
27	0.2447	0.2653
28	0.2557	0.2767
29	0.2668	0.2885
30	0.2782	0.3003
31	0.2898	0.3128
32	0.3016	0.3255
33	0.3136	0.3385
34	0.3260	0.3518
35	0.3382	0.3653
36	0.3509	0.3790
37	0.3641	0.3932
38	0.3775	0.4076
39	0.4125	0.4219
40	0.4506	0.4369
以上		

(注) 加算適用加入員期間に1年未満の端数月がある場合の給付率は、次の算式により計算するものとし、小数点以下第5位を四捨五入するものとする。

$$A \text{ 年 } B \text{ か月の給付率} = A \text{ 年の給付率} + \{ (A+1) \text{ 年の給付率} - A \text{ 年の給付率} \} \times B / 12$$

別表第4

年 齡 別 据 置 乗 率 表

年 齡	乗 率	年 齡	乗 率
歳		歳	
30	3.007	47	1.675
31	2.905	48	1.619
32	2.807	49	1.564
33	2.712	50	1.511
34	2.620	51	1.460
35	2.532	52	1.411
36	2.446	53	1.363
37	2.363	54	1.317
38	2.283	55	1.272
39	2.206	56	1.229
40	2.132	57	1.188
41	2.059	58	1.148
42	1.990	59	1.109
43	1.923	60	1.071
44	1.857	61	1.035
45	1.795	62	1.000
46	1.734	以上	

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算するものとし、小数点以下第4位を四捨五入するものとする。

$$X \text{ 歳 } Y \text{ か月の乗率} = X \text{ 歳の乗率} + \{(X+1) \text{ 歳の乗率} - X \text{ 歳の乗率}\} \times Y / 12$$

別表第5

遺族一時金給付率表
 遺脱退一時金給付率表

加算適用 加入員期間	給付率	加算適用 加入員期間	給付率
年		年	
0	1.000	21	1.425
1	1.017	22	1.450
2	1.035	23	1.476
3	1.053	24	1.503
4	1.071	25	1.531
5	1.089	26	1.559
6	1.107	27	1.588
7	1.126	28	1.618
8	1.145	29	1.649
9	1.165	30	1.681
10	1.184	31	1.713
11	1.204	32	1.747
12	1.225	33	1.781
13	1.245	34	1.816
14	1.266	35	1.852
15	1.287	36	1.890
16	1.309	37	1.928
17	1.331	38	1.967
18	1.354	39	2.007
19	1.377	40	2.048
20	1.401	以上	

別表第6

遺族一時金乗率表
選択一時金乗率表

年 齢	乗 率	年 齢	乗 率
30 歳	2. 8 1 4	47 歳	5. 0 5 1
31	2. 9 1 3	48	5. 2 2 8
32	3. 0 1 5	49	5. 4 1 1
33	3. 1 2 0	50	5. 6 0 0
34	3. 2 3 0	51	5. 7 9 6
35	3. 3 4 3	52	5. 9 9 9
36	3. 4 6 0	53	6. 2 0 9
37	3. 5 8 1	54	6. 4 2 6
38	3. 7 0 6	55	6. 6 5 1
39	3. 8 3 6	56	6. 8 8 4
40	3. 9 7 0	57	7. 1 2 5
41	4. 1 0 9	58	7. 3 7 4
42	4. 2 5 3	59	7. 6 3 2
43	4. 4 0 2	60	7. 8 9 9
44	4. 5 5 6	61	8. 1 7 6
45	4. 7 1 5	62	8. 4 6 2
46	4. 8 8 0	以上	

(注) 年齢に1歳未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算するものとし、小数点以下第4位を四捨五入するものとする。

$$X \text{ 歳 } Y \text{ か月の乗率} = X \text{ 歳の乗率} + \{(X+1) \text{ 歳の乗率} - X \text{ 歳の乗率}\} \times Y / 12$$

別表第7

支給済期間別乗率表

支給済期間	乗率
年	
0	8.462
1	7.741
2	6.994
3	6.222
4	5.422
5	4.594
6	3.737
7	2.851
8	1.933
9	0.983
10	0.000

(注) 支給済期間に1年未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算するものとし、小数点以下第4位を四捨五入するものとする。

$$A \text{ 年 } B \text{ か月の乗率} = A \text{ 年の乗率} + \{ (A+1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率} \} \times B / 12$$

別表第8-1

減額退職年金の支給乗率表

選択時年齢	乗率
歳	
55	0.668
56	0.706
57	0.746
58	0.790
59	0.837
60	0.887
61	0.941

別表第8-2

減額退職年金の支給乗率表

選択時年齢	乗率
歳	
55	0.786
56	0.814
57	0.842
58	0.871
59	0.902
60	0.934
61	0.966

別表第 9 削除

別表第10

戦地の区域及び戦時の期間

区 域		期 間
1	中国（満州及び英国租借地である九竜半島並びに香港を含み、台湾を除く。）	昭和16年12月8日から昭和20年9月2日まで ただし「1」のうち中国（満州を含み、台湾並びに英国租借地である九竜半島及び香港を除く。）の区域については昭和12年7月7日から、また「3」のもとの仏領印度支那の区域については昭和15年9月23日から、それぞれ昭和20年9月2日までとする。
2	南鳥島、もとの日本委任統治領であった南洋諸島及び新南群島	
3	もとの仏領印度支那	
4	タイ	
5	ビルマ	
6	もとの英領マレイ半島	
7	もとの蘭領東印度諸島	
8	もとの英領ボルネオ	
9	ニューギニア島	
10	ビスマルク諸島	
11	オーストラリア	
12	フィリピン諸島	
13	ハワイ諸島	
14	太平洋上及び印度洋上の島しょ（第18号・第20号及び本邦に属する島しょを除く。）	
15	太平洋	
16	印度洋	
17	千島列島	昭和18年5月13日から昭和20年9月2日まで
18	小笠原諸島及び硫黄列島	昭和19年2月1日から昭和20年9月2日まで
19	印度	昭和19年3月20日から昭和20年9月2日まで
20	南西諸島	昭和19年10月10日から昭和20年9月2日まで
21	樺太	昭和20年8月9日から昭和20年9月2日まで
22	北緯38度以北の朝鮮	

（注）病院船に勤務した者については、本表に掲げる各区域の沿海又は洋上に勤務したものと同様の取扱いとする。

別表第 1 1

代行部分に相当する生年月日別給付乗率表

	平成15年4月以後	平成15年4月前
昭和2年4月1日以前に生まれた者	1000分の7.692	1000分の10.0
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.585	1000分の9.86
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.477	1000分の9.72
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.369	1000分の9.58
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.262	1000分の9.44
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.162	1000分の9.31
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.054	1000分の9.17
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.954	1000分の9.04
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.854	1000分の8.91
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.762	1000分の8.79
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.662	1000分の8.66
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.569	1000分の8.54
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.469	1000分の8.41
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.377	1000分の8.29
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.978	1000分の7.771
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.890	1000分の7.657
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.802	1000分の7.543
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.722	1000分の7.439
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.642	1000分の7.334
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.562	1000分の7.230